# ○日本下水道事業団職員給与規程

昭和48年3月31日 規程第7号

[沿革]

昭和48年7月16日規程第28号改正 昭和49年5月1日規程第13号改正 昭和49年6月14日規程第21号改正 昭和49年10月29日規程第24号改正 昭和50年6月14日規程第35号改正 昭和50年9月3日規程第45号改正 昭和51年8月11日規程第12号改正 昭和51年12月2日規程第20号改正 昭和53年4月6日規程第4号改正 昭和54年8月21日規程第7号改正 昭和55年12月25日規程第10号改正 昭和59年2月7日規程第2号改正 昭和59年12月25日規程第14号改正 昭和61年5月16日規程第8号改正 昭和62年12月10日規程第6号改正 昭和63年12月20日規程第12号改正 平成元年12月15日規程第7号改正 平成2年12月20日規程第8号改正 平成4年3月31日規程第4号改正 平成5年11月18日規程第9号改正 平成6年8月31日規程第8号改正 平成6年12月26日規程第17号改正 平成8年5月23日規程第6号改正 平成9年12月12日規程第9号改正 平成11年4月16日規程第4号改正 平成11年10月13日規程第17号改正 平成12年4月11日規程第8号改正 平成13年3月30日規程第3号改正 平成14年11月29日規程第19号改正 平成15年7月31日規程第4号改正 平成16年3月31日規程第7号改正 平成17年5月23日規程第33号改正 平成18年3月31日規程第14号改正 平成20年12月28日規程第15号改正 平成21年3月31日規程第7号改正 平成22年3月31日規程第9号、10号改正 平成22年11月30日規程第15号改正 平成24年4月1日規程第12号改正 平成25年4月1日規程第8号改正 平成26年12月26日規程第5号改正 平成27年4月1日規程第7号改正 平成28年3月4日規程第3号改正 平成28年11月28日規程第11号改正 平成29年3月24日規程第2号改正 平成30年3月29日規程第13号改正 平成30年3月29日規程第13号改正

昭和48年9月28日規程第35号改正 昭和49年5月1日規程第14号改正 昭和49年9月25日規程第23号改正 昭和49年12月4日規程第26号改正 昭和50年7月31日規程第39号改正 昭和50年10月25日規程第50号改正 昭和51年12月2日規程第19号改正 昭和52年10月19日規程第10号改正 昭和53年10月20日規程第9号改正 昭和55年2月28日規程第2号改正 昭和56年12月28日規程第6号改正 昭和59年4月10日規程第8号改正 昭和60年12月20日規程第4号改正 昭和61年12月10日規程第15号改正 昭和63年11月15日規程第7号改正 平成元年10月16日規程第5号改正 平成2年4月13日規程第3号改正 平成3年12月19日規程第4号改正 平成4年12月16日規程第18号改正 平成6年3月22日規程第1号改正 平成6年11月15日規程第12号改正 平成7年10月23日規程第7号改正 平成8年11月29日規程第17号改正 平成10年10月26日規程第22号改正 平成11年7月29日規程第11号改正 平成11年11月26日規程第18号改正 平成12年11月20日規程第24号改正 平成14年1月29日規程第1号改正 平成15年2月28日規程第22号改正 平成15年11月27日規程第14号改正 平成16年10月29日規程第34号改正 平成17年11月30日規程第7号改正 平成19年4月5日規程第7号改正 平成20年3月31日規程第27号改正 平成21年11月24日規程第3号改正 平成22年6月25日規程第7号改正 平成23年3月31日規程第22号改正 平成24年5月21日規程第13号改正 平成25年9月30日規程第22号改正 平成26年12月26日規程第7号改正 平成27年10月20日規程第29号改正 平成28年3月25日規程第6号改正 平成28年12月27日規程第15号改正 平成30年1月24日規程第1号改正 平成31年1月18日規程第1号改正 平成31年1月18日規程第1号改正

平成31年2月28日規程第4号改正令和2年1月22日規程第1号改正令和2年6月30日規程第11号改正令和4年3月31日規程第2号改正令和5年2月13日規程第1号改正令和5年3月31日規程第4号改正令和6年2月5日規程第1号改正令和7年2月6日規程第2号改正令和7年2月6日規程第2号改正

平成31年3月29日規程第6号改正令和2年3月30日規程第5号改正令和3年3月31日規程第14号改正令和4年6月28日規程第6号改正令和5年3月31日規程第3号改正令和5年10月23日規程第13号改正令和6年3月14日規程第4号改正令和7年3月26日規程第7号改正

(総則)

**第1条** 日本下水道事業団の職員に対する給与の支給については、この規程の定めるところによる。

(昭50規程45・平22規程9・一部改正)

- 第2条 職員の給与の種類は、次のとおりとする。
  - 一 本給
  - 二 扶養手当
  - 三 特別都市手当
  - 四 広域異動手当
  - 五 住居手当
  - 六 通勤手当
  - 七 单身赴任手当
  - 八 時間外勤務手当
  - 九 深夜手当
  - 十 役職手当
  - 十一 特殊勤務手当
  - 十二 寒冷地手当
  - 十三 特地勤務手当等
  - 十四 宿日直手当
  - 十五 管理職員特別勤務手当
  - 十六 資格手当
  - 十七 特別手当

(昭48規程28・昭55規程10・平2規程3・平3規程4・平13規程3・平18規程14・平22規程9・平22規程8・一部改正、令5規程3・第2項削る)

(給与の支給定日及び支給方法)

- 第3条 職員の給与(特別手当を除く。)の支給定日は、毎月(寒冷地手当については11月から3月)16日(その日が休日にあたるときは、その日前においてその日に最も近い休日でない日)とする。ただし、特別手当を支給する日又は理事長が特別の事由があると認めた場合にあっては、そのつど別に定める日とすることができる。
- 2 職員の給与(特別手当を除く。)は、前項の支給定日(同項ただし書の規定により別に定める日を含む。)においてその月分の本給、扶養手当、特別都市手当、広域異動手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、役職手当、特地勤務手当等、寒冷地手当及び資格手当並びに前月分の時間外勤務手当、深夜手当、特殊勤務手当、宿日直手当及び管理職員特別勤務手当を支給する。ただし、本給、扶養手当、特別都市手当、広域異動手当、役職手当及び特地勤務手当等については、これらの給与が支給されるべき新たな

事実が生じた日(扶養手当並びにこれに対する特別都市手当、広域異動手当及び特地 勤務手当にあっては、扶養親族について第10条第5項の確認の申請があった日)が月の 16日以後である場合には、翌月の初日(その日が休日に当たるときは、その日前におい て、その日に最も近い休日でない日)に支給する。

- 3 職員が自己又はその収入によって生計を維持する者の出産、疾病、災害、婚礼、葬儀その他これに準ずる非常の場合において、給与の支給を請求したときは、前2項の規定にかかわらず、その請求があった日までの給与(特別手当を除く。)を支給することができる。
- 4 職員の給与は、法令等に基づきその職員の給与から控除すべきものの金額を控除し、 その残額を通貨で直接本人に支払うものとする。

(昭48規程28·昭55規程10·平2規程3·平3規程4·平5規程9·平16規程34·平18規程14·平22規程9·平24規程12·一部改正)

(本給)

第4条 職員の本給の月額は、別表第1に定める本給表による。 (平7規程7・平18規程14・一部改正)

(本給の決定)

第5条 職員の本給は、その職務の複雑、困難及び責任の度を考慮し、その職員に適用される本給表のその職員の格(日本下水道事業団の職員の格に関する規程(昭和48年規程第2号)第1条の職員の格をいう。以下同じ。)ごとに定める号給により決定する。

(昭50規程45・平13規程3・一部改正、令5規程3・第2項削る)

(昇格等)

**第6条** 職員が一の格から他の格に移つた場合における号給は別に定める。 (平4規程4・全改)

(昇給)

- **第7条** 職員の昇給は、職員が現に受けている号給を受けるに至ったときから12月以上の期間を勤務したときは、次条に定める日に、当該定める日の前事業年度におけるその者の勤務成績に応じて行うものとする。
- 2 前項の規定により職員を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、良好な成績で勤務した職員の昇給の号級数を4号給(別に定める職員にあっては、3号給)とすることを標準として別に定める基準に従い決定するものとする。
- 3 勤務成績が特に良好な職員その他理事長が特に必要があると認めた職員については、 前2項の規定にかかわらず、昇給させることができる。
- 4 前3項の規定による昇給の結果、職員の本給の月額がその者の属する格における号給の幅の最高額を超える額となる場合には、格の最高の号給に昇給させることとする。
- 5 職員の本給の月額がその者の属する格における号給の幅の最高額である場合又は最高額を超えている場合には、格の最高の号給を受ける職員にあっては、現にその号給を受けるに至った時から18月、最高の号給を超える本給の月額を受ける職員にあっては、現にその本給の月額を受けるに至った時から24月を下らない期間を勤務したときは、その者の属する格における号給の幅の最高額を超えて、第1項の規定による昇給をさせることができる。
- 6 前項の規定により昇給させるときは、その者の属する格の最高の号給とその1号給下位の号給との差額に、第2項の規定に基づき決定された号給数を乗じて得た額をその者の

- 現に受ける本給の月額に加えた額に昇給させるものとする。
- 7 満55歳を超える職員は、前6項の規定にかかわらず昇給しない。ただし、当該職員で勤務成績が特に良好であるものその他理事長が特に必要があると認めたものについては、 昇給させることができる。
- 8 前7項に規定するもののほか、職員の昇給に関し必要な事項は、別に定める。 (昭55規程10・昭60規程4・平4規程4・平11規程11・平18規程14・平22規程9・一部改正)

(昇給の時期)

第8条 職員の昇給の時期は、1月1日、4月1日、7月1日又は10月1日とする。ただし、前条第3項及び第7項ただし書の規定のより行う昇給の時期については、この限りでない。 (平18規程14・一部改正)

(新たに職員となった者等の本給)

**第9条** 新たに職員となった者に対してはその日から本給を支給し、昇給等により本給の額に異動を生じた者に対してはその日から新たに定められた本給を支給する。

(扶養手当)

- 第10条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。ただし、次項第2号から第4号までのいずれかに該当する扶養親族(以下「扶養親族たる父母等」という。)に係る扶養手当は、上席参事の格にある職員に対しては支給しない。
- 2 前項の扶養親族は、次の各号の一に該当する者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものとする。
  - 一 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間における子
  - 二 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間における孫及び弟妹
  - 三 満60歳以上の父母及び祖父母
  - 四 重度心身障害者
- 3 扶養手当の月額は、前項第1号に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる子」という。) については1人につき13,000円、扶養親族たる父母等については1人につき6,500円とする。
- 4 扶養親族たる子のうちに満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する 日以後の最初の3月31日までの間(以下「特定期間」という。)にある子がいる場合におけ る扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、5,000円に特定期間にある当該扶養親 族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。
- 5 新たに職員となった者に扶養親族(上席参事の格にある職員にあっては、扶養親族たる子に限る。)がある場合、上席参事の格にある職員から上席参事の格にある職員以外の職員となった職員に扶養親族たる父母等がある場合又は職員に次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その職員は別に定めるところにより、経営企画部人事課長に届け出てその確認を受けなければならない。
  - 一 新たに扶養親族たる要件を備えるに至った者がある場合(上席参事の格にある職員 に扶養親族たる父母等たる要件を具備するに至った者がある場合を除く。)
  - 二 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合(扶養親族たる子又は第2項第3号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合及び上席参事の格にある職員に扶養親族たる父母等たる要件を欠くに至った者がある場合を除く。)
- 6 扶養手当は、新たに職員となった者に扶養親族(上席参事の格にある職員にあって

は、扶養親族たる子に限る。)がある場合、上席参事の格にある職員から上席参事の格にある職員以外の職員となった職員に扶養親族たる父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないとき、職員に扶養親族(上席参事の格にある職員にあっては、扶養親族たる子に限る。)で前項の規定による届出に係るものがない場合においてその職員に同項第1号に掲げる事実が生じたときはその事実が生じた日の属する月の翌月(これらの日が月の初日であるときはその日の属する月)からその支給を開始し、扶養手当を受けている職員に更に同項第1号に掲げる事実が生じたとき、扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある上席参事の格にある職員が上席参事の格にある職員以外の職員となった場合、職員の扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合はその事実が生じた日の属する月の翌月(これらの日が月の初日であるときはその日の属する月)からその支給額を改定する。ただし、同項の規定による届出がその事実が生じた日から15日を経過した後になされた場合は、その届出の遅延がやむを得ない事情に基づくものであるときを除き、その届出を受理した日をもってその事実が生じたものとみなす。

7 扶養手当は、上席参事の格にある職員以外の職員から上席参事の格にある職員となった職員に扶養親族たる父母等で第5項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないとき、扶養手当を受けている職員の扶養親族(上席参事の格にある職員にあっては扶養親族たる子に限る。)で同項の規定による届出に係るものの全てが扶養親族たる要件を欠くに至った場合においてはその事実が生じた日の属する月の翌月(これらの日が月の初日であるときはその日の属する月)から支給を停止し、扶養手当を受けている職員の扶養親族(上席参事の格にある職員にあっては扶養親族たる子に限る。)で同項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至った場合、扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員で上席参事の格にある職員以外のものが上席参事の格にある職員となった場合はその事実が生じた日の属する月の翌月(これらの日が月の初日であるときはその日の属する月)から支給額を改定する。

(昭48規程28・昭48規程35・昭49規程24・昭50規程35・昭50規程50・昭51規程12・昭51規程20・昭52規程10・昭53規程9・昭55規程2・昭55規程10・昭56規程6・昭59規程2・昭59規程8・昭60規程4・昭61規程15・昭63規程12・平3規程4・平4規程18・平5規程9・平6規程12・平7規程7・平8規程17・平9規程9・平10規程22・平12規程24・平14規程19・平15規程14・平16規程7・平17規程7・平18規程14・平19規程7・平20規程15・平28規程11・平30規程1・平31規程1・令2規程1・令7規程7・一部改正)

# (特別都市手当)

- 第11条 特別都市手当は、当該地域における民間の賃金水準を基礎とし、当該地域における物価等を考慮して別に定める地域に在勤する職員に支給する。当該地域に近接する地域のうち民間の賃金水準及び物価等に関する事情が当該地域に準ずる地域に所在する事務所で別に定めるものに在勤する職員についても、同様とする。
- 2 特別都市手当の月額は、本給、扶養手当及び役職手当の月額の合計額に、次の各号に掲げる特別都市手当の級地の区分に応じて、当該各号に定める割合(次条において単に「支給割合」という。)を乗じて得た額とする。
  - 一 1級地 100分の20
  - 二 2級地 100分の16
  - 三 3級地 100分の15

- 四 4級地 100分の12
- 五 5級地 100分の10
- 六 6級地 100分の6
- 七 7級地 100分の3
- 3 前項の特別都市手当の級地は、別に定める。

(昭56規程6・昭60規程4・平4規程18・平7規程7・平16規程定7・平26規程定7・令4規程6・一部改正)

- 第12条 前条第1項に規定する事務所に在勤する職員が、その在勤する事務所を異にして 異動した場合又はこれらの職員の在勤する事務所が移転した場合(これらの職員が当該 異動又は移転の日の前日に在勤していた事務所に引き続き6月を超えて在勤していた場 合その他当該場合との権衡上必要があると認められる場合として別に定める場合に限 る。)において、その異動若しくは移転(以下「異動等」という。)の直後に在勤することとな る事務所に係る特別都市手当の支給割合(以下この項において「異動等後の支給割合」 という。)が当該異動等の日の前日に在勤していた事務所に係る特別都市手当の支給割 合(別に定める場合には、当該支給割合を超えない範囲内で別に定める割合とする。以 下この項において「異動等前の支給割合」という。)に達しないこととなるとき、又はその異 動等の直後に在勤することとなる事務所が同項に規定する事務所に該当しないこととなる ときは、その職員には、前条の規定にかかわらず、その異動等の日から2年を経過するま での間(第2号に定める割合が異動後の支給割合以下となるときは、当該異動等の日か ら1年を経過するまでの間。)、本給、扶養手当及び役職手当の月額の合計額に次の各 号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た月額の特別手当を支 給する。ただし、その職員がその異動等の日から2年経過するまでの間にさらに在勤する 事務所を異にして異動した場合又はその職員の在勤する事務所が移転した場合におけ るその職員に対する特別都市手当の支給については、別に定めるところによる。
  - 一 当該異動等の日から同日以後1年を経過するまでの期間異動等前の支給割合(異動等前の支給割合が当該異動等の後に改定された場合にあっては、当該異動等の日の前日の異動等前の支給割合。次号において同じ。)
  - 二 当該異動等の日から同日以後2年を経過する日までの期間(前号に掲げる期間を除く。) 異動等前の支給割合に100分の80を乗じて得た割合
- 2 国家公務員、地方公務員又は国家公務員退職手当法施行令(昭和28年政令第215号)第9条の2各号に掲げる法人(同条第70号に規定する日本下水道事業団を除く。)その他これに準ずる法人で別に定めるものに使用される者(以下「国家公務員等」という。)であった者が、引き続き事業団の職員となり、前条第2項に規定する支給割合のうち最高のものに係る地域以外の地域に在勤することとなった場合において、任用の事情、当該在勤することとなった日の前日における勤務地等を考慮して前項の規定による特別都市手当を支給される職員との権衡上必要があると理事長が認めたときは、当該職員に対して別に定めるところにより、同項の規定に準じて、特別都市手当を支給する。

(昭55規程10・昭56規程6・昭62規程6・平2規程3・平4規程18・平13規程3・平16規程7・平20規程 定7・平22規程9・令4規程2・一部改正、令5規程3・第3項削る)

(広域異動手当)

第12条の2 職員がその在勤する事務所を異にして異動した場合又は職員の在勤する事務所が移転した場合において、当該異動等につき事務所間の距離(異動等の日の前日に在勤していた事務所の所在地と当該異動等の直後に在勤する事務所の所在地との間

の距離をいう。以下この項において同じ。)及び住居と事務所との間の距離(異動等の直前の住居と当該異動等の直後に在勤する事務所の所在地との間の距離をいう。以下この項において同じ。)がいずれも60キロメートル以上であるとき(当該住居と事務所との間の距離が60キロメートル未満である場合であつて、通勤に要する時間等を考慮して当該住居と事務所との間の距離が60キロメートル以上である場合に相当すると認められる場合を含む。)は、当該職員には、当該異動等の日から3年を経過する日までの間、本給、役職手当及び扶養手当の月額の合計額に当該異動等に係る事務所間の距離の次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た月額の広域異動手当を支給する。ただし、当該異動等に当たり一定の期間内に当該異動等の日の前日に在勤していた事務所への異動等が予定されている場合その他広域異動手当を支給することが適当と認められない場合は、この限りでない。

- 300キロメートル以上 100分の10
- 二 60キロメートル以上300キロメートル未満 100分の5
- 2 前項の規定により広域異動手当を支給されることとなる職員のうち、当該支給に係る異動等(以下この項において「当初広域異動等」という。)の日から3年を経過する日までの間の異動等(以下この項において「再異動等」という。)により前項の規定により更に広域異動手当が支給されることとなるものについては、当該再異動等に係る広域異動手当の支給割合を上回るとき又は当初広域異動等に係る広域異動手当の支給割合を上回るとき又は当初広域異動等に係る広域異動手当を支給せず、当該再異動等に係る広域異動手当の支給割合が当初広域異動等に係る広域異動手当を支給せず、当該再異動等に係る広域異動手当の支給割合を下回るときにあつては当初広域異動等に係る広域異動手当が支給されることとなる期間は当該再異動等に係る広域異動手当を支給しない。
- 3 前2項の規定により広域異動手当を支給されることとなる職員が、前2条の規定により特別都市手当を支給される職員である場合における広域異動手当の支給割合は、前2項の規定による広域異動手当の支給割合を減じた割合とする。この場合において、前2項の規定による広域異動手当の支給割合が当該特別都市手当の支給割合以下であるときは、広域異動手当は支給しない。
- 4 国家公務員等であった者が、引き続き事業団の職員となったときは、任用の事情、当該 在勤することとなった日の前日における勤務地等を考慮して前3項の規定による広域異 動手当を支給される職員との権衡上必要があると理事長が認めたときは、当該職員に対 して同項の規定に準じて、広域異動手当を支給する。
- 5 前各項に規定するもののほか、広域異動手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

(平22規程9・追加・平26規程7・令4規程2・一部改正、令5規程3・第5項削る、令5規程3・旧第6項繰上)

(住居手当)

- 第13条 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に対して支給する。
  - 一 自ら居住するため住宅(貸間を含む。次号において同じ。)を借り受け、月額16,000円 を超える家賃(使用料を含む。以下同じ。)を支払っている職員
  - 二 第14条の2第1項又は第3項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者が居住するための住宅を借り受け、月額16,000円を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものとの権衡上必要があると認められるものとして別に定めるもの
- 2 住居手当の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に定める額(当

該各号のいずれにも該当する職員にあっては、当該各号に定める額の合計額)とする。

- 一 前項第1号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ次に定める額 (その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)に相当する額
  - イ 月額27,000円以下の家賃を支払っている職員 家賃の月額から16,000円を控除 した額
  - ロ 月額27,000円を超える家賃を支払っている職員 家賃の月額から27,000円を控除 した額の2分の1(その控除した額の2分の1が17,000円を超えるときは、17,000円)を 11,000円に加算した額
- 二 前項第2号に掲げる職員 前号の規定の例により算出した額の2分の1に相当する額 (その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)
- 3 次の各号の一に該当する職員は、第1項第1号に規定する職員には該当しないものとす る。
  - 一 国、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第2項に規定する特定独立行政法人、地方公共団体、公庫の予算及び決算に関する法律(昭和26年法律第99号)第1条に規定する公庫及び国家公務員退職手当法施行令(昭和28年政令第215号)第9条の2各号に掲げる法人から貸与された職員宿舎に居住している職員
  - 二 配偶者、父母又は配偶者の父母で、職員の扶養親族たる者(職員の配偶者で他に生計の途がなく主として職員の扶養を受けているもの及び第10条第2項に規定する扶養親族で、同条第5項の規定により扶養親族として確認を受けた者に限る。以下この号において同じ。)以外のものが所有し、又は借り受け居住している住宅及び職員の扶養親族たる者が所有する住宅並びに別に定めるこれらに準ずる住宅の全部又は一部を借り受けて当該住宅に居住している職員
- 4 次の各号の一に該当する住宅は、第1項第2号に規定する住宅には該当しないものとする。
  - 一 前項第1号に規定する職員宿舎
  - 二 前項第2号に規定する住宅
- 5 前3項に定めるもののほか、住居手当の支給に関し必要な事項については、別に定める。

(昭49規程24・全改、昭50規程50・昭51規程20・昭52規程10・昭55規程2・昭56規程6・昭59規程2・昭62規程6・昭63規程12・平2規程8・平4規程18・平5規程9・平7規程7・平13規程3・平15規程14・平21規程3・令2規程1・令7規程○・一部改正)

(通勤手当)

- **第14条** 通勤手当は、通勤のため交通機関又は有料の道路(以下この条において「交通機関等」という。)を利用し、又は自動車等を使用し、かつ、その運賃等を負担することを常例とする職員に対して支給する。
- 2 通勤のため交通機関等を利用することを常例とする職員(交通機関等を利用しなければ 通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって交通機関等を利用しないで徒 歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3 項に掲げる職員を除く。)の通勤手当の額は、支給単位期間(通勤手当の支給単位となる 期間として6月を超えない範囲内で1月を単位とした別に定める期間(自動車等に係る通 勤手当にあっては、1月)をいう。以下この条において「支給単位期間」という。)につき、別 に定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当 する額(第5項及び第7項において「運賃等相当額」という。)とする。
- 3 通勤のため自動車等を使用することを常例とする職員(自動車等を使用しなければ通勤

することが著しく困難である職員以外の職員であって自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次項に掲げる職員を除く。)の通勤手当の額は、支給単位期間につき、自動車等の使用距離が片道5キロメートル未満である職員にあっては2,000円、片道5キロメートル以上10キロメートル未満である職員にあっては4,200円、片道10キロメートル以上15キロメートル未満である職員にあっては7,100円、片道15キロメートル以上20キロメートル未満である職員にあっては10,000円、片道20キロメートル以上25キロメートル未満である職員にあっては12,900円、片道25キロメートル以上30キロメートル未満である職員にあっては15,800円、片道30キロメートル以上35キロメートル未満である職員にあっては18,700 円、片道35キロメートル以上40キロメートル未満である職員にあっては21,600円、片道40キロメートル以上45キロメートル未満である職員にあっては24,400円、片道45キロメートル以上50キロメートル未満である職員にあっては24,400円、片道50キロメートル以上55キロメートル未満である職員にあっては28,000円、片道50キロメートル以上60キロメートル未満である職員にあっては28,000円、片道55キロメートル以上60キロメートル未満である職員にあっては29,800円、片道60キロメートル以上である職員にあっては31,600円とする。

- 4 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする職員(交通機関等を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、交通機関を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものを除く。)の通勤手当の額は、前2項に定める額の合計額とする。
- 5 事務所を異にする異動又は在勤する事務所の移転に伴い、所在する地域を異にする事務所に在勤することとなったことにより、通勤の実情に変更を生ずることとなった職員で別に定めるもののうち、第1項に掲げる職員で、当該異動又は事務所の移転の直前の住居(当該住居に相当するものとして別に定める住居を含む。)等からの通勤のため、新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等(以下「新幹線鉄道等」という。)を利用し、その利用に係る特別料金等(その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。以下同じ。)を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、前3項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
  - 一 新幹線鉄道等に係る通勤手当 その者の支給単位期間の通勤に要する特別料金等 の額に相当する額(第7項において「特別料金等相当額」という)
  - 二 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前3項の規定による額
- 6 前項の規定は、新たに事業団の職員になった者のうち、第1項に掲げる職員で、当該職員となった日の直前の住居(当該住居に相当するものとして別に定める住居を含む。)からの通勤のため、新幹線鉄道等を利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とする者(任用の事情等を考慮して別に定める職員に限る。)その他前項の規定による通勤手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして別に定める職員の通勤手当の額の算出について準用する。
- 7 運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額(交通機関等が二以上ある場合においては、その合計額)、第3項に定める額及び特別料金等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額(新幹線鉄道等が二以上ある場合においては、その合計額)の合計額が150,000円を超える職員の通勤手当の額は、前5項の規定にかかわらず、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、150,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額とする。

- 8 通勤手当は、支給単位期間に係る最初の月の別に定める日に支給する。
- 9 通勤手当を支給される職員につき、離職その他の事由が生じた場合には、当該職員に、支給単位期間のうちこれらの事由が生じた後の期間を考慮して別に定める額を返納させるものとする。
- 10 前各項に定めるもののほか、通勤手当の支給及び返納について必要な事項については、別に定める。

(昭48規程35・昭49規程24・昭50規程50・昭51規程20・昭52規程10・昭53規程9・昭55規程2・昭55 規程10・昭56規程6・昭59規程2・昭62規程6・平元規程7・平3規程4・平4規程18・平7規程7・平8 規程17・平16規程7・平26規程5・令5規程3・令7規程7・一部改正、令7規程7・第7項追加旧第8項及び旧第9項繰下)

(単身赴任手当)

- 第14条の2 事務所を異にする異動若しくは在勤する事務所の移転又は採用に伴い、住居を移転し父母の疾病その他の別に定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該異動若しくは事務所の移転又は採用の直前の住居から当該異動又は事務所の移転の直後に在勤する事務所に通勤することが通勤距離等を考慮して、別に定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員には、単身赴任手当を支給する。ただし、配偶者の住居から在勤する事務所に通勤することが、通勤距離等を考慮して別に定める基準に照らして困難であると認められない場合は、この限りでない。
- 2 単身赴任手当の月額は30,000円(別に定めるところにより算定した職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離(以下単に「交通距離」という。)が別に定める距離以上である職員にあっては、その額に70,000円を超えない範囲内で交通距離の区分に応じて別に定める額を加算した額)とする。
- 3 国家公務員等であった者から引き続き事業団の職員となった者等、これに伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の別に定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、事業団の職員となった日の直前の住居から事業団の職員となった日の直後に在勤する事務所に通勤することが通勤距離等を考慮して別に定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員(任用の事情等を考慮して別に定める職員に限る。)その他第1項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして別に定める職員には、前2項の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。
- 4 前3項に規定するもののほか、単身赴任手当の支給の調整に関する事項その他単身赴任手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

(平2規程3·追加、平5規程9·平10規程22·令4規程2·令5規程3·一部改正、平22規程9·追加、令5規程3·第4項削る、令5規程3·旧第5項繰上、令5規程13·一部改正)

(時間外勤務手当)

- **第15条** 時間外勤務手当は、就業規則第11条の規定により正規の勤務時間外に勤務することを命ぜられた職員に対して支給する。
- 2 時間外勤務手当の額は、正規の勤務時間外に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第27条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の125(就業規則第9条に規定する休日における勤務にあっては、100分の135)の割合を乗じて得た額とする。
- 3 前項の規定にかかわらず、就業規則第9条第1項の規定による休日を同条第2項の規定 により他の日と振り替えた場合において、振り替えられた休日に勤務した時間を含む当該

日の属する1週間の勤務時間が就業規則第7条第1項に規定する38時間20分を超えることとなる場合の時間外勤務手当の額は、別に定める勤務1時間につき、第27条に規定する勤務1時間あたりの給与額に100分の25の割合を乗じて得た額とする。

- 4 前2項において、正規の勤務時間外に勤務した時間が1箇月について60時間を超えた職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、前2項の規定にかかわらず、第27条に規定する勤務1時間あたりの給与額に次の割合を乗じて得た額を支給する。
  - 一 第3項に規定する休日を振り替えた場合以外は100分の150
  - 二 第3項に規定する休日を振り替えた場合は100分の50 (平3規程4・平6規程1・平9規程9・平21規程7、平22規程9・一部改正)

#### (深夜手当)

- **第16条** 深夜手当は、午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務することを命ぜられた 職員に対して支給する。
- 2 深夜手当の額は、午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務した全時間に対して、 勤務1時間につき、第27条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の25を乗じて 得た額とする。

(平3規程4・平6規程1・一部改正)

(1箇月当たりの時間に係る端数処理)

第16条の2 前2条において、1箇月当たりの全時間に1時間未満の端数が生じた場合には、 その端数が30分以上のときは1時間とし、30分未満のときは切り捨てる。

(平22規程22・追加)

#### (役職手当)

- 第17条 役職手当は、別表第3に掲げる職にある職員(以下「役付職員」という。)及び別表 第4に掲げる職にある職員(以下「役付職員等」と総称する。)に対して支給する。
- 2 役職手当の月額は、別表第3又は別表第4の支給額欄に定める額とする。
- 3 新たに役付職員等となった者又は役付職員等として就業規則第31条の規定により復職を命ぜられた者に対しては、その日から役職手当を支給する。
- 4 役付職員等でなくなった者又は就業規則第29条第1項の規定より休職を命ぜられた役付職員等に対しては、その日まで役職手当を支給する。
- 5 役職手当の支給率を異にする役付職員等となった役付職員等に対しては、その日から新たな支給率による役職手当を支給する。
- 6 月の初日から末日にいたるまでの全日数を勤務しなかった役付職員等に対しては、その 月分の役職手当は支給しない。
- 7 第15条の規定は、役付職員等には適用しない。 (昭49規程23・平3規程4・平7規程7・平16規程7・平18規程14・平21規程7・一部改正)

(特殊勤務手当)

- 第18条 特殊勤務手当は、危険手当とする。
- 2 危険手当は、危険な工事の現場等に勤務する職員に対して別に定めるところにより支給する

(平7規程7・平8規程定6・平16規程34・一部改正)

#### (寒冷地手当)

第18条の2 寒冷地手当は、寒冷地に勤務する職員に対して別に定めるところにより支給する。

(昭48規程28・追加、平元規程5・一部改正)

(特地勤務手当等)

- 第18条の3 特地勤務手当等は、特地勤務手当及び特地勤務手当に準ずる手当をいう。
- 2 特地勤務手当は、離島その他の生活の著しく不便な地に所在する別に定める事務所 (以下この条において「特地事務所」という。)に勤務する職員に対して本給及び扶養手 当の月額の合計額の100分の25を超えない範囲内で別に定めるところにより支給する。
- 3 特地勤務手当に準ずる手当は、職員が異動等に伴って住居を移転した場合において、 当該異動等の直後に在勤する事務所が特地事務所に該当するときは、当該職員に対し て当該異動等の日から起算して3年(当該異動等の日から起算して3年を経過する際そ の者の有する技術、経験等に照らし、3年を超えて引き続き当該異動等の直後の事務所 に勤務させることが必要であると理事長が認めた者にあっては6年)に達する日まで本給 及び扶養手当の月額の合計額の100分の4を超えない範囲内で別に定めるところにより 支給する。

(昭55規程10・追加)

(宿日直手当)

- **第19条** 宿日直手当は、就業規則第12条の規定により日直勤務又は宿直勤務を命ぜられた職員に対して支給する。
- 2 宿日直手当の額は、日直勤務又は宿直勤務1回につき4,400円とする。ただし、その勤務時間が5時間未満のときは、その勤務1回につき、2,200円とする。

(昭48規程35·昭49規程24·昭51規程20·昭61規程15·平3規程4·平4規程18·平6規程12·平7規程7·平8規程17·平9規程9·平10規程22·一部改正·平11規程18·平31規程11·一部改正)

(管理職員特別勤務手当)

- 第19条の2 管理職員特別勤務手当は、役付職員が臨時又は緊急の必要その他の業務の運営の必要により就業規則第9条に定める休日に勤務した場合に支給する。
- 2 管理職員特別勤務手当の額は、前項の規定による勤務1回につき12,000円を超えない 範囲内で別に定める額とする。ただし、前項の規定による勤務に従事する時間等を考慮 して別に定める勤務にあっては、その額に100分の150を乗じて得た額とする。
- 3 前2項に定めるもののほか、管理職員特別勤務手当の支給に関し必要な事項は、別に 定める。

(平3規程4・追加)

(資格手当)

**第19条の3** 資格手当は、業務の遂行に当たって必要又は有益と認められる資格を有する職員に対して別に定めるところにより支給する。

(平18規程14・追加)

(特別手当)

**第20条** 特別手当は、6月1日及び12月1日(以下この条においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対して支給する。これらの基準日前1月以内に退職し、又は死亡した職員についても同様とする。

- 2 特別手当の支給額は、次の各号で算出した額の合計額とする。
  - 一 それぞれの基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在)において職員が受けるべき本給(以下「基準日における本給」という。)及び扶養手当の月額(以下「本給等月額」という。)並びに本給等月額に特別都市手当及び広域異動手当の支給割合を乗じて得た額(別に定める格にある職員にあっては、その額に基準日における本給月額及びこれに対する特別都市手当及び広域異動手当の月額の合計額に別に定める割合を乗じて得た額(別に定める管理又は監督の地位にある職員にあっては、その額に基準日における本給月額に別に定める割合を乗じて得た額を加算した額)を加算した額)を基礎として国家公務員の例に準じて別に定める割合を乗じて得た額に、別に定める在職期間別割合(以下「在職期間別割合」という。)を乗じて計算した額
  - 二 基準日における本給の月額並びにこれに対する特別都市手当及び広域異動手当の月額(別に定める格にある職員にあっては、その額に基準日における本給月額並びにこれに対する特別都市手当及び広域異動手当の月額の合計額に別に定める割合を乗じて得た額(別に定める管理又は監督の地位にある職員にあっては、その額に基準日における本給月額に別に定める割合を乗じて得た額を加算した額)を加算した額)を基礎として、これに国家公務員の例に準じて基準日以前の6月以内の期間におけるその者の勤務成績等を別に定める基準により評価しこれに対する別に定める成績率を乗じて得た額に、在職期間別割合を乗じ、これに別に定める基準日以前6月以内の期間におけるその者の病気休暇の日数及び欠勤の日数による支給割合を乗じて計算した額
- 3 前2項に定めるもののほか、特別手当の支給に関し必要な事項については、別に定める。

(昭49規程26・昭50規程35・昭51規程19・平2規程8・平3規程4・平13規程3・平14規程1・平15規程4・令7規程7・一部改正・平17規程33、平22規程9・平22規程22、令5規程3・第4項削る)

(欠勤者の給与)

## 第21条 削除

(昭49規程23、平22規程9・一部改正・令7規程7・削除)

(給与の減額)

第22条 欠勤、遅参、早退等により職員が勤務しない時間がある場合は、本給の月額並びにこれに対する特別都市手当及び広域異動手当の月額をその月の所定勤務時間で除して得た額にその勤務しない時間数を乗じて得た額を本給の月額並びにこれに対する特別都市手当及び広域異動手当の月額からそれぞれ減額する。

(昭49規程23・全改・平22規程9・一部改正)

(介護休暇等を受ける職員の給与)

- **第22条の2** 介護休暇及び介護時間により職員が勤務しない時間があるときは、その勤務しない時間につき前条の規定により計算した額を所定の給与額から減額する。
- 2 前項に規定するもののほか、介護休暇を受ける職員の給与に関し必要な事項については、別に定める。

(平6規程8・追加、平28規程15・一部改正)

(育児休業等をしている職員の給与)

- 第22条の3 育児休業をしている職員には、給与を支給しない。
- 2 育児短時間勤務により職員が勤務時間を短縮したときは、短縮した勤務時間に応じて別に定めるところにより給与を支給する。
- 3 育児休業をした職員が職務に復帰した場合には、当該育児休業をした期間を引き続き 勤務したものとみなして、別に定めるところにより、本給月額を調整することができる。
- 4 前3項に規定するもののほか、育児休業等をしている職員の給与に関し必要な事項については、別に定める。

(平4規程4・追加・平6規程8・旧第22条の2繰下、平22規程9・一部改正)

#### (休職者の給与)

- **第23条** 就業規則第29条第1項(第4号を除く)の規定により休職を命ぜられた職員に対する休職期間中の給与については、本給、扶養手当、特別都市手当、広域異動手当及び住居手当の額に次の各号に定める率を乗じて得た額を支給する。
  - 一 同項第1号の規定により休職を命ぜられた場合においては、100分の80(就業規則 第30条第1項ただし書きの規定により延長された期間中の給与については100分の 60)
  - 二 同項第2号の規定により休職を命ぜられた場合においては、休職を命ぜられた日から 1年間は100分の80、以後は100分の60
  - 三 同項第3号の規定により休職を命ぜられた場合においては、100分の60
- 2 就業規則第29条第1項第4号の規定により休職を命ぜられた職員に対する休職期間中の給与については、そのつど定める額を支給する。

(平2規程3・一部改正)

#### (退職者等の給与)

- 第24条 就業規則第32条第4号の規定により解雇され、就業規則第33条第1項第3号の規定により退職し、又は死亡した職員に対するその月分の本給、扶養手当、特別都市手当、広域異動手当及び特地勤務手当等については、その全額を支給する。
- 2 前項に規定するもののほか、就業規則の規定により解雇され、退職し、又は免職された 職員に対するその月分の本給、扶養手当、特別都市手当、広域異動手当及び特地勤務 手当等については、その解雇され、退職し、又は免職された日まで支給する。 (昭55規程10、平22規程9・一部改正)

## (日割計算の方法)

第25条 本給、扶養手当、特別都市手当、広域異動手当、役職手当又は特地勤務手当等を月の初日以外の日から支給する場合又は月の末日以外の日まで支給する場合におけるその月分の支給額は、次条に規定する本給、扶養手当、特別都市手当、広域異動手当、役職手当又は特地勤務手当等の日額に月の初日以外の日から月の末日までの休日を除く日数又は月の初日から月の末日以外の日までの休日を除く日数を乗じて得た額とする。

(昭49規程23・昭55規程10、平22規程9・一部改正)

## (給与の日額)

第26条 この規程における本給、扶養手当、特別都市手当、広域異動手当、役職手当又は特地勤務手当等の日額は、それぞれ本給、扶養手当、特別都市手当、広域異動手当、役職手当又は特地勤務手当等の月額をその月の休日を除く日数で除して得た額とする。

(昭49規程23・昭55規程10、平22規程9・一部改正)

(勤務1時間当たりの給与額)

第27条 この規程における勤務1時間当たりの給与額は、本給の月額及び役職手当の月額 並びにこれらに対する特別都市手当及び広域異動手当の月額並びに寒冷地手当の月 額(11月から3月に限る。)の合計額を1月平均所定勤務時間(別に定める1年間における 勤務時間を12で除したものをいう。)で除して得た額とする。

(昭49規程23・平3規程4、平22規程9・一部改正)

(端数の処理)

**第28条** この規程の定めるところによる給与計算において生じた円未満の端数の処理については、国等の債権債務等の金額の端数計算に関する法律(昭和25年法律第61号)の定めるところに準じて行なう。

#### 附則

- 1 この規程は、昭和47年11月1日から適用する。
- 2 昭和47年11月1日からこの規程の制定の日までの間に職員に支払われた給与は、この規程による給与の内払いとみなす。
- 3 昭和49年度に限り、第20条の規定による特別手当のほか、下水道事業センター職員給与規程の一部を改正する規程(昭和49年規程第14号)の適用の日(以下「適用日」という。)に在職する職員に対して、別に定める日に特別手当を支給する。

(昭49規程14・追加)

4 前項の規定による特別手当の支給額は、適用日現在において職員が受けるべき本給及び扶養手当の月額の合計額(別に定める管理又は監督の地位にある職員にあっては、その職に本給月額に別に定める割合を乗じて得た額を加算した額)に100分の30を乗じて得た額に、昭和49年3月2日から適用日までの間におけるその者の在職期間に応じて別に定める割合を乗じて得た額とする。

(昭49規程14・追加)

- 5 前項に規定する在職期間の算定に関し必要な事項は、別に定める。 (昭和49規程14・追加)
- 6 大学卒試験採用職員のうち、主事及び技師1号給を受ける者の本給の額は、当分の間、別表第1にかかわらず、230,100円とし、当該職員の昇給又は昇給後の本給の額が230,100円に達しないこととなる場合は、当該本給の額に230,100円と当該本給の額の差額に相当する額を本給の額として支給する。

(平7規程7・追加、平8規程17・平9規程9・平10規程22・平14規程1・平14規程19・平15規程14・平16規程7・平17規程7・平20規程15・平28規程11・平30規程1・平31規程1・令2規程1・令5規程1・令6規程1・令7規程2・一部改正)

- 7 平成15年12月1日を基準日として支給する特別手当(以下単に「特別手当」という。)の額は、第20条第2項の規定にかかわらず、同項の規定により算定される特別手当の額(以下「基準額」という。)から、第1号に掲げる額及び第2号に掲げる額の合計額に相当する額を減じた額とする。この場合において第1号に掲げる額及び第2号に掲げる額の合計額が基準額以上になるときは、特別手当は支給しない。
  - 一 平成15年4月1日(同月2日から年末特別手当の基準日までの間に新たに職員となった者にあっては、新たに職員となった日)において、職員が受けるべき本給、扶養手当、

特別都市手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当(基礎額)、役職手当の月額の合計額に100分の1.07を乗じて得た額に、同年4月から同年11月までの月数(当該期間において在職しなかった期間、本給を支給されなかった期間及び給与を減額された期間がある職員にあっては、その期間のある月数を減じた月数)を乗じて得た額

- 二 平成15年6月期特別手当の額に100分の1.07を乗じて得た額 (平成14規程22・追加、平15規程14・一部改正)
- 8 第17条第2項及び別表第3の規定にかかわらず、当分の間、参事の格にある審議役、技術開発室長、国際戦略室長及び監査室長の役職手当は100,000円とする。

(平24規程12・追加・平27規29・令2規5・令2規14・令4規程2・令5規程4・令6規程4・一部改正)

9 平成25年10月1日から平成26年3月31日までの間(以下「特例期間」という。)においては、職員に対する本給の月額(当該職員が規程附則第6項の規定の適用を受ける者である場合にあっては、同項の規定により支給される本給の月額をいう。以下同じ。)の支給に当たっては、本給の月額から、本給の月額に、次の表の左欄に掲げる当該職員の格に応じそれぞれ同表の右欄に定める割合(以下「支給減額率」という。)を乗じて得た額に相当する額を減ずる。

職員の格	割合
上席参事、参事	100分の9.77
参事補、副参事	100分の7.77
主査、主事及び技師、主事補及び技師補	100分の4.77

(平25規程22•追加)

- 10 特例期間においては、次に掲げる給与の支給に当たっては、次の各号に掲げる給与の額から、当該各号に定める額に相当する額を減ずる。
  - 一 特別都市手当 当該職員の本給の月額に対する特別都市手当の月額に当該職員 の支給減額率を乗じて得た額及び当該職員の役職手当の月額に対する特別都市手 当の月額に100分の10を乗じて得た額
  - 二 広域異動手当 当該職員の本給の月額に対する広域異動手当の月額に当該職員の支給減額率を乗じて得た額及び当該職員の役職手当の月額に対する広域異動手当の月額に100分の10を乗じて得た額
  - 三 役職手当 当該職員の役職手当の月額に100分の10を乗じて得た額
  - 四 特地勤務手当等 当該職員の本給の月額に対する特地勤務手当等の月額に当該職員の支給減額率を乗じて得た額
  - 五 第21条の規定により支給される給与 前項並びに第1号及び第2号に定める額
  - 六 第23条第1項第1号から第3号までの規定により支給される給与 前項並びに第1号 及び第2号に定める額に、同条同項第1号から第3号までの規定により当該職員に支 給される給与に係る割合を乗じて得た額

(平25規程22・追加)

11 特例期間においては、欠勤、遅参、早退等により職員が勤務しない時間がある場合又は介護休暇により職員が勤務しない時間があるときは、第22条及び第22条の2第1項の規定にかかわらず、本給の月額並びにこれに対する特別都市手当及び広域異動手当の月額をその月の所定勤務時間で除して得た額から本給の月額並びにこれらに対する特別都市手当及び広域異動手当の月額をその月の所定勤務時間で除して得た額に当該職員の支給減額率を乗じて得た額に相当する額を減じて得た額にその勤務しない時間数を乗じて得た額を本給の月額並びにこれに対する特別都市手当及び広域異動手当の月額からそれぞれ減額する。

(平25規程22•追加)

12 特例期間においては、第26条に規定する本給、特別都市手当、広域異動手当、役職 手当又は特地勤務手当等の日額は、同条の規定にかかわらず、本給、特別都市手当、 広域異動手当、役職手当又は特地勤務手当等の月額から第9項、第10項第1号、第2号、 第3号又は第4号に定める額に相当する額をそれぞれ減じて得た額をその月の休日を除 く日数で除して得た額とする。

(平25規程22・追加)

- 13 特例期間においては、第27条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、同条の規定にかかわらず、本給の月額及び役職手当の月額並びにこれらに対する特別都市手当及び広域異動手当の月額並びに寒冷地手当の月額(11月から3月に限る。)の合計額を1月平均所定勤務時間(同条に基づいて別に定める1年間における勤務時間を12で除したものをいう。以下同じ。)で除して得た額から次の各号に定める額に相当する額を減じて得た額とする。
  - 一 本給の月額並びにこれに対する特別都市手当及び広域異動手当の月額の合計額 を1月平均所定勤務時間で除して得た額に当該職員の支給減額率を乗じて得た額
  - 二 役職手当の月額並びにこれに対する特別都市手当及び広域異動手当の月額の合計額を1月平均所定勤務時間で除して得た額に100分の10を乗じて得た額(平25規程22・追加)
- 14 公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律(平成12年法律第50号) の規定に基づき地方公共団体から派遣された職員(以下「派遣職員等」という。) で別に 定める者(以下「特定派遣職員」という。) の支給減額率は、第9項の規定にかかわらず、 別に定める。

(平25規程22・追加)

- 15 特定派遣職員以外の派遣職員については、第9項から第13項までの規定は適用しない。 (平成25規程22・追加)
- 16 第9項から第13項までの規定により給与の支給に当たって減ずることとされる額を算定する場合において、当該額1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。 (平25規程22・追加)

**附 則**(昭和48年7月16日規程第28号)

この規程は、昭和48年5月1日から適用する。

**附 則**(昭和48年9月28日規程第35号)

- 1 この規程は、昭和48年4月1日から適用する。ただし、宿日直手当に係る改正規定は、同年9月1日から適用する。
- 2 昭和48年4月1日からこの規程の制定の日の前日までの間に職員に支払われた給与は、この規程による改正後の下水道事業センター職員給与規程による給与の内払とみなす。

**附 則**(昭和49年5月1日規程第13号)

この規程は、昭和49年5月1日から適用する。ただし、考査役に係る改正規定は、同年4月11日から適用する。

**附 則**(昭和49年5月1日規程第14号)

この規程は、昭和49年4月27日から適用する。

**附 則**(昭和49年6月14日規程第21号)

- 1 この規程は、昭和49年4月1日から適用する。
- 2 昭和49年4月1日からこの規程の制定の日の前日までの間に職員に支払われた給与は、この規程による改正後の下水道事業センター職員給与規程による給与の内払とみなす。

**附 則**(昭和49年9月25日規程第23号)

- 1 この規程は、昭和49年4月1日から適用する。
- 2 昭和49年4月1日からこの規程の制定の日の前日までの間に職員に支払われた給与は、この規程による改正後の下水道事業センター職員給与規程による給与の内払とみなす。

**附 則**(昭和49年10月29日規程第24号)

- 1 この規程は、昭和49年4月1日から適用する。ただし、宿日直手当に係る改正規定は、同年9月1日から適用する。
- 2 昭和49年4月1日からこの規程の制定の日の前日までの間に職員に支払われた給与は、この規程による改正後の下水道事業センター職員給与規程による給与の内払とみなす。

**附 則**(昭和49年12月4日規程第26号)

この規程は、昭和49年12月1日から適用する。

**附 則**(昭和50年6月14日規程第35号)

この規程は、昭和50年4月16日から適用する。ただし、別表第3に係る改正規定は、同年5月16日から、第10条、第20条並びに別表第4の本社、試験研修本部の総括主任研究員及び支社に係る改正規定は、同年6月1日から適用する。

**附 則**(昭和50年7月31日規程第39号)

この規程は、昭和50年7月16日から適用する。

附 則(昭和50年9月3日規程第45号)

この規程は、昭和50年8月1日から適用する。

**附 則**(昭和50年10月25日規程第50号)

- 1 この規程は、昭和50年4月1日から適用する。
- 2 昭和50年4月1日(以下「適用日」という。)から、この規程の制定の日の前日までの間において、改正前の日本下水道事業団職員給与規程(以下「改正前の規程」という。)第13条の規定による住居手当を支給されていた期間のうちに、改正後の日本下水道事業団職員給与規程(以下「改正後の規程」という。)第13条の規定による住居手当を支給されないこととなる期間又は同条の規定による住居手当の額が改正前の規程第13条の規定による住居手当の額に達しないこととなる期間がある職員のそれぞれその支給されないこととなる期間又は達しないこととなる期間の住居手当については、改正後の規程第13条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

この規程の制定の際改正前の規程第13条の規定により、この規程の制定の日を含む引き続いた期間の住居手当を支給することとされていた職員のうち、改正後の規程第13条の規定による住居手当を支給されないこととなり、又は同条の規定による住居手当の額が改正前の規程第13条の規定による住居手当の額に達しないこととなる職員のこの規程の制定の日から昭和51年3月31日(同日前に別に定める事由が生じた職員にあっては、別に定める日)までの間の住居手当についても、同様とする。

- 3 改正後の規程別表第4に掲げる役職にある職員のうち、本社の部長、首席考査役及び 試験研修本部の部長並びに支社の支社長及び次長の職を占めるものに支給する改正 後の規程第17条に規定する役職手当の額は、適用日から昭和51年3月31日までの間、 同条第2項の規定にかかわらず、同条同項の規定による額に10分の9を乗じて得た額と する。
- 4 職員が、改正前の規程の規定に基づいて、適用日以後の分として支給を受けた給与は、 改正後の規程(住居手当については、改正後の規程第13条又は附則第2項)の規定によ る給与の内払とみなす。

**附 則**(昭和51年8月11日規程第12号)

この規程は、昭和51年5月16日から適用する。

**附 則**(昭和51年12月2日規程第19号)

この規程は、昭和51年4月1日から適用する。ただし、昭和51年6月1日を基準日として支払われる特別手当の額については、この規程による改正後の日本下水道事業団給与規程第20条第2項の規定にかかわらず別に定める。

**附 則**(昭和51年12月2日規程第20号)

- 1 この規程は、昭和51年4月1日から適用する。
- 2 昭和51年4月1日からこの規程の制定の日の前日までの間に職員に支払われた給与は、この規程による改正後の日本下水道事業団職員給与規程による給与の内払とみなす。

**附 則**(昭和52年10月19日規程第10号)

- 1 この規程は、昭和52年4月1日から適用する。
- 2 昭和52年4月1日(以下「適用日」という。)から、この規程の制定の日の前日までの間において、改正前の日本下水道事業団職員給与規程(以下「改正前の規程」という。)第13条の規定により住居手当が支給されていた期間のうちに、改正後の日本下水道事業団職員給与規程(以下「改正後の規程」という。)第13条の規定による住居手当を支給されないこととなる期間又は同条の規定による住居手当の額が改正前の規程第13条の規定による住居手当の額に達しないこととなる期間がある職員のそれぞれの支給されないこととなる期間又は達しないこととなる期間の住居手当については、改正後の規程第13条の規定にかかわらず、なお従前の例による。この規程の制定の際改正前の規程第13条の規定により、この規程の制定の日を含む引き続いた期間の住居手当を支給することとされていた職員のうち、改正後の規程第13条の規定による住居手当を支給されないこととなり、又は同条の規定による住居手当の額が改正前の規程第13条の規定による住居手当の額に達しないこととなる職員のこの規程の制定の日から昭和53年3月31日(同日前に別に定める事由が生じた職員にあっては、別に定める日)までの間の住居手当についても、同様とする。
- 3 職員が改正前の規程の規定に基づいて、適用日以後の分として支給を受けた給与は、 改正後の規程(住居手当については、改正後の規程第13条又は附則第2項)の規定によ る給与の内払とみなす。

附 則(昭和53年4月6日規程第4号)

この規程は、昭和53年4月6日から適用する。

**附 則**(昭和53年10月20日規程第9号)

- 1 この規程は、昭和53年4月1日から適用する。
- 2 昭和53年4月1日からこの規程の制定の日の前日までの間に職員に支払われた給与は、この規程による改正後の日本下水道事業団職員給与規程による給与の内払とみなす。

**附 則**(昭和54年8月21日規程第7号)

この規程は、昭和54年4月16日から適用する。

**附 則**(昭和55年2月28日規程第2号)

- 1 この規程は、昭和54年4月1日から適用する。
- 2 昭和54年4月1日(以下「適用日」という。)から、この規程の制定の日の前日までの間において、改正前の日本下水道事業団職員給与規程(以下「改正前の規程」という。)第13条の規定により住居手当が支給されていた期間のうちに、改正後の日本下水道事業団職員給与規程(以下「改正後の規程」という。)第13条の規定による住居手当を支給されないこととなる期間又は同条の規定による住居手当の額が改正前の規程第13条の規定による住居手当の額に達しないこととなる期間がある職員のそれぞれの支給されないこと

となる期間又は達しないこととなる期間の住居手当については、改正後の規程第13条の規定にかかわらず、なお従前の例による。この規程の制定の際改正前の規程第13条の規定により、この規程の制定の日を含む引き続いた期間の住居手当を支給することとされていた職員のうち、改正後の規程第13条の規定による住居手当を支給されないこととなり、又は同条の規定による住居手当の額が改正前の規程第13条の規定による住居手当の額に達しないこととなる職員のこの規程の制定の日から昭和55年3月31日(同日前に別に定める事由が生じた職員にあっては、別に定める日)までの間に住居手当についても、同様とする。

3 職員が改正前の規程の規定に基づいて、適用日以後の分として支給を受けた給与は、 改正後の規程(住居手当については、改正後の規程第13条又は附則第2項)の規定によ る給与の内払とみなす。

**附 則**(昭和55年12月25日規程第10号)

- 1 この規程は、昭和55年4月1日から適用する。ただし、第12条第2項の改正規定は、昭和56年1月1日から適用する。
- 2 職員が改正前の規程の規定に基づいて、適用日以後の分として支給を受けた給与は、 改正後の規程の規定による給与の内払とみなす。

**附 則**(昭和56年12月28日規程第6号)

(施行期日等)

- 1 この規程は、昭和56年12月28日から施行する。ただし、第11条第2項の改正規定は、昭和57年4月1日から施行する。
- 2 この規程(前項ただし書に規定する改正規定を除く。以下同じ。)による改正後の日本下 水道事業団職員給与規程(以下「改正後の規程」という。)の規定は、昭和56年4月1日か ら適用する。

(管理職員の給与の特例等)

- 3 昭和56年4月1日から昭和57年3月31日までの間において、役職手当を受ける職員のうち、国家公務員の例に準じて理事長が別に定める職にある職員(以下「管理職員」という。)に係る本給、扶養手当、住居手当、通勤手当、役職手当、特別都市手当及び特地勤務手当に関する取扱いについては、国家公務員の例に準じて理事長が別に定める。(住居手当に関する経過措置)
- 4 昭和56年4月1日からこの規程の施行の日(以下「施行日」という。)の前日までの間において、この規程による改正前の日本下水道事業団職員給与規程(以下「改正前の規程」という。)第13条の規定により住居手当を支給されていた期間(管理職員である期間を除く。)のうちに、改正後の規程第13条の規定による住居手当を支給されないこととなる期間又は同条の規定による住居手当の額が改正前の規程第13条の規定による住居手当の額に達しないこととなる期間がある職員のそれぞれその支給されないこととなる期間又は達しないこととなる期間の住居手当については、改正後の規程第13条及び附則第2項の規定にかかわらず、なお従前の例による。この規程の施行の際改正前の規程第13条の規定により施行日を含む引き続いた期間の住居手当を支給することとされていた職員のうち、改正後の規程第13条の規定による住居手当の額が改正前の規程第13条の規定による住居手当の額に達しないこととなる職員の施行日から昭和57年3月31日(同日前に別に定める事由が生じた職員にあっては、別に定める日)までの間(管理職員である期間を除く。)の住居手当についても、同様とする。

(特別手当に関する特例措置)

- 5 昭和56年6月又は12月に支給する特別手当に関する改正後の規程第20条第2項の規定の適用については、同項中「において職員が受けるべき本給及び扶養手当」とあるのは「における職員の号給又は本給の月額につき日本下水道事業団職員給与規程の一部を改正する規程(昭和56年規程第6号)の規定による改正前の日本下水道事業団職員給与規程(以下「改正前の規程」という。)別表第1及び別表第2の本給表において定められた額その他改正前の規程第7条第3項の規定により定められた額(以下「旧本給月額」という。)による本給の月額及びその日において改正前の規程の規定が適用されるとした場合に受けるべきであった扶養手当の月額」と、「本給月額」とあるのは「旧本給月額」とする。
- 6 昭和57年3月に支給する特別手当に関する改正後の規程第20条第2項の規定の適用 については、同項中「において職員が受けるべき本給及び扶養手当」とあるのは「におけ る職員の号給又は本給の月額につき日本下水道事業団職員給与規程の一部を改正す る規程(昭和56年規程第6号)の規定による改正前の日本下水道事業団職員給与規程 (以下「改正前の規程」という。)別表第1及び別表第2の本給表において定められた額そ の他改正前の規程第7条第3項の規定により定められた額(以下「旧本給月額」という。) による本給の月額及びその日において改正前の規程の規定が適用されるとした場合に 受けることとなる扶養手当の月額」と、「本給月額」とあるのは「旧本給月額」とする。 (給与の内払)
- 7 改正後の規程の規定を適用する場合においては、改正前の規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規程の規定による給与の内払とみなす。

附 則(昭和59年2月7日規程第2号)

- 1 この規程は、昭和58年4月1日から適用する。
- 2 昭和58年4月1日からこの規程の制定の日の前日までの間に職員に支払われた給与は、 この規程による改正後の日本下水道事業団職員給与規程による給与の内払とみなす。

**附 則**(昭和59年4月10日規程第8号)

この規程は、昭和59年4月10日から適用する。

**附 則**(昭和59年12月25日規程第14号)

1 この規程は、昭和59年12月25日から施行し、この規程による改正後の日本下水道事業 団職員給与規程(以下「改正後の規程」という。)の規定は、昭和59年4月1日から適用す る。2 改正後の規程の規定を適用する場合においては、この規程による改正前の日本 下水道事業団職員給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規程の規 定による給与の内払とみなす。

**附 則**(昭和60年12月20日規程第4号)

- 1 この規程は、昭和60年12月20日から施行する。ただし、第10条第7項の改正規定は、 昭和61年6月1日から施行する。
- 2 この規程(第7条に1項を加える改正規定、第8条の改正規定及び第10条第7項の改正 規定を除く。)による改正後の日本下水道事業団職員給与規程(次項において「改正後 の規程」という。)の規定は、昭和60年7月1日から適用する。
- 3 改正後の規程の規定を適用する場合においては、改正前の日本下水道事業団職員給 与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規程の規定による給与の内払と みなす。

附 則(昭和61年5月16日規程第8号)

この規程は、昭和61年5月1日から適用する。

**附 則**(昭和61年12月10日規程第15号)

1 この規程は、昭和61年12月10日から施行し、改正後の日本下水道事業団職員給与規程

(次項において「改正後の規程」という。)の規定は、昭和61年4月1日から適用する。ただし、第19条第2項の改正規定は、昭和62年1月1日から施行する。

2 改正後の規程の規定を適用する場合においては、改正前の日本下水道事業団職員給 与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規程の規定による給与の内払い とみなす。

## **附 則**(昭和62年12月10日規程第6号)

- 1 この規程は、昭和62年12月10日から施行し、改正後の日本下水道事業団職員給与規程 (以下「改正後の規程」という。)の規定は、昭和62年4月1日から適用する。
- 2 昭和62年4月1日からこの規程の施行の日(以下「施行日」という。)の前日までの間において、改正前の日本下水道事業団職員給与規程(以下「改正前の規程」という。)第13条の規定により住居手当が支給されていた期間のうちに、改正後の規程第13条の規定による住居手当の額が改正前の規程第13条の規定による住居手当の額に達しないこととなる期間がある職員のそれぞれの支給されないこととなる期間又は達しないこととなる期間がある職員のそれぞれの支給されないこととなる期間又は達しないこととなる期間の住居手当については、改正後の規程第13条の規定にかかわらず、なお従前の例による。この規程の施行の際改正前の規程第13条の規定により、施行日を含む引き続いた期間の住居手当を支給されないこととなれていた職員のうち、改正後の規程第13条の規定による住居手当を支給されないこととなり、又は同条の規定による住居手当の額が改正前の規程第13条の規定による住居手当の額に達しないこととなる職員の施行日から昭和63年3月31日(同日前に別に定める事由が生じた職員にあっては、別に定める日)までの間の住居手当についても、同様とする。
- 3 改正後の規程の規定を適用する場合においては、改正前の規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規程の規定による給与の内払いとみなす。

# **附 則**(昭和63年11月15日規程第7号)

- 1 この規程は、昭和63年11月15日から施行し、改正後の日本下水道事業団職員給与規程 (以下「改正後の規程」)の規定は、昭和63年10月1日から適用する。
- 2 改正後の規程の規定を適用する場合においては、改正前の日本下水道事業団職員給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規程の規定による給与の内払いとみなす。

#### **附 則**(昭和63年12月20日規程第12号)

- 1 この規程は、昭和63年12月20日から施行し、改正後の日本下水道事業団職員給与規程 (次項において「改正後の規程」という。)の規定は、昭和63年4月1日から適用する。ただ し、第10条第2項第2号の改正規程は、昭和64年4月1日から施行する。
- 2 改正後の規程の規定を適用する場合においては、改正前の日本下水道事業団職員給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規程の規定による給与の内払いとみなす。

## 附 則(平成元年10月16日規程第5号)

この規程は、平成元年10月16日から施行し、改正後の日本下水道事業団職員給与規程の規定は、平成元年4月1日から適用する。

## 附 則(平成元年12月15日規程第7号)

- 1 この規程は、平成元年12月15日から施行し、改正後の日本下水道事業団職員給与規程 (次項において「改正後の規程」という。)の規定は、平成元年4月1日から適用する。
- 2 改正後の規程の規定を適用する場合においては、改正前の日本下水道事業団職員給 与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規程の規定による給与の内払と

みなす。

## **附 則**(平成2年4月13日規程第3号)

〔沿革〕 平成4年12月16日規程第18号改正

(施行期日)

- 1 この規程は、平成2年4月13日から施行し、改正後の日本下水道事業団職員給与規程 (以下「改正後の規程」という。)の規定は、平成2年4月1日から適用する。 (特別都市手当に関する暫定措置)
- 2 改正後の規程第11条の規定による特別都市手当は、同条の規定にかかわらず当分の間、附則別表第1に定める地域に所在する事務所に勤務する職員に対しても支給する。
- 3 前項の規定が適用される間、日本下水道事業団職員給与規程等の一部を改正する規程(平成4年規程第18号)による改正後の日本下水道事業団職員給与規程第11条第1項及び第2項中「別表第3」とあるのは、「別表第3及び日本下水道事業団職員給与規程の一部を改正する規程(平成2年規程第3号)附則別表第1」とし、同条第2項中「同表」とあるのは、「これらの表」とする。

(平4規程18・全改)

(特別都市手当に関する経過措置)

- 4 この規程による改正前の日本下水道事業団職員給与規程別表第3に掲げられていた地域のうち、改正後の規程別表第3に掲げられないこととなった大阪府泉北郡忠岡町に所在する事務所(以下「指定解除事務所」という。)に在勤する職員には、日本下水道事業団職員給与規程(以下「規程」という。)第12条第1項の規定により特別都市手当を支給される期間を除き、平成11年3月31日までの間、本給、扶養手当及び役職手当の月額の合計額に、附則別表第2の左欄に掲げる期間の区分に応じ同表の右欄に掲げる割合を乗じて得た月額の特別都市手当を支給する。
- 5 指定解除事務所に在勤する職員が平成11年3月31日までの間にその在勤する事務所を 異にして異動した場合又はこれらの職員の在勤する事務所が同日までの間に移転した場 合において、その異動または移転(以下「異動等」という。)の直後に在勤することとなる事 務所が規程第11条第1項に規定する事務所に該当しないこととなるときは、その職員には、 同項の規定にかかわらず、その異動等の日から3年を経過するまでの間(その異動等の 日から起算して3年を経過する日が平成11年4月1日以後となる職員にあっては、平成11 年3月31日までの間)指定解除事務所に在勤するものとした場合に前項の規定により支 給されることとなる特別都市手当を支給する。その職員がその異動等の日から3年を経過 するまでの間(その異動等の日から起算して3年を経過する日が平成11年4月1日以後と なる職員にあっては、平成11年3月31日までの間)にさらに在勤する事務所を異にして異 動した場合において、規程第11条第1項に規定する事務所に該当しないこととなるときも 同様とする。

#### **附則別表第1**(平4規程18·全改、平13規程3·一部改正)

都 道 府 県	地域	支 給 割 合
大 阪 府	堺 市 東 大 阪 市	100分の4

備考 この表の地域欄に掲げる名称は、平成2年4月1日においてそれらの名称を有する市

の同日における区域によって示された地域を示し、その後におけるそれらの名称の 変更又はそれらの名称を有するものの区域の変更によって影響されるものではない。

## 附則別表第2

平成2年4月1日から平成6年3月31日まで	100分の4
平成6年4月1日から平成9年3月31日まで	100分の3
平成9年4月1日から平成10年3月31日まで	100分の2
平成10年4月1日から平成11年3月31日まで	100分の1

#### **附 則**(平成2年12月20日規程第8号)

- 1 この規程は、平成2年12月20日から施行し、改正後の日本下水道事業団職員給与規程 (次項において「改正後の規程」という。)の規定は、平成2年4月1日から適用する。
- 2 改正後の規程の規定を適用する場合においては、改正前の日本下水道事業団職員給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規程の規定による給与の内払とみなす。

## **附 則**(平成3年12月19日規程第4号)

- 1 この規程は、平成3年12月19日から施行する。ただし、第2条及び第3条第2項の改正規定、第10条第7項、第15条第3項及び第16条第3項を削る改正規定、第17条及び第19条第2項の改正規定、第19条の次に1条を加える改正規定並びに第27条の改正規定は、平成4年1月1日から施行する。
- 2 この規程(前項ただし書きに規定する改正規定を除く。)による改正後の日本下水道事業団職員給与規程(次項において「改正後の規程」という。)の規定は、平成3年4月1日から適用する。
- 3 改正後の規程の規定を適用する場合においては、改正前の日本下水道事業団職員給 与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規程の規定による給与の内払い とみなす。

# 附 則(平成4年3月31日規程第4号)

この規程は、平成4年4月1日から施行する。

# **附 則**(平成4年12月16日規程第18号)

(施行期日)

- 1 この規程は、平成4年12月16日から施行する。ただし、第1条中日本下水道事業団職員 給与規程第19条第2項の改正規定は平成5年1月1日から、同規程第11条第2項、第12 条第1項及び別表第3の改正規定並びに第2条中日本下水道事業団職員給与規程の一 部を改正する規程附則第3項及び附則別表第1の改正規定並びに附則第6項から第9項 の規定は、同年4月1日から施行する。
- 2 この規程(前項ただし書に規定する改正規定を除く。)による改正後の日本下水道事業団職員給与規程の規定は、平成4年4月1日から適用する。

(扶養手当に関する経過措置)

3 次の各号の一に該当する者は、速やかにその旨(第1号に該当する者にあってはその者

が職員となった日において、第2号に該当する者にあっては平成4年4月1日(以下「切替日」という。)において、第3号に該当する者にあってはその者が同号に該当する者となった日において、これらの者に配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)がなく、かつ、この規程による改正前の日本下水道事業団職員給与規程(以下「改正前の規程」という。)第10条第2項第2号から第4号までの扶養親族がなかったときは、配偶者がなかった旨を含む。)を本社にあっては企画総務部人事課長に、技術開発研修本部にあっては管理課長に、支社にあっては総務課長に届け出てその確認を受けなければならない。

- 一 切替日からこの規程の施行の日(以下「施行日」という。)の前日までの間(以下「切替期間」という。)において新たに職員となった者であって、その者が職員となった日に、昭和49年4月1日以前に生まれた者で改正後の規程第10条第2項第2号の扶養親族たる要件を具備するもの(以下「新規扶養親族たる子等」という。)を有していたもの
- 二 切替日において、その前日から引き続き、新規扶養親族たる子等がある職員であった者
- 三 切替期間において、新たに新規扶養親族たる子等を有する職員となった者
- 四 切替期間において、新規扶養親族たる子等で扶養親族たる要件を欠くに至ったもの がある職員であった者
- 五 新規扶養親族たる子等があり、かつ、配偶者(改正前の規程第10条第4項の規定による届出がされた扶養親族たる配偶者を除く。)があった職員であって、切替期間において配偶者がない職員となり、かつ、その配偶者がない職員となった日に改正前の規程第10条第2項第2号から第4号までの扶養親族がなかったもの
- 六 新規扶養親族たる子等があり、かつ、配偶者がなかった職員であって、切替期間に おいて扶養親族でない配偶者がある職員となり、かつ、その配偶者がある職員となった 日に改正前の規程第10条第2項第2号から第4号までの扶養親族がなかったもの
- 4 前項の規定による届出を行った者に対するこの規程による改正後の日本下水道事業団職員給与規程(以下「改正後の規程」という。)第10条第5項の規定の適用については、同条第5項中「前項の規定による届出がその事実が生じた日から15日を経過した後になされた場合は、その」とあるのは「前項又は日本下水道事業団職員給与規程等の一部を改正する規程(平成4年規程第18号。以下「改正規程」という。)附則第3項の規定による届出がその事実が生じた日から15日を経過した後になされた場合、又は改正規程附則第3項の規定による届出が改正規程の施行の日から30日を経過した後にされたときは、それぞれその」とする。
- 5 職員に次の各号の一に該当する事実が生じた場合に関する改正後の規程第10条第5項ただし書の規定の適用については、同条第5項ただし書中「その事実の生じた日から15日」とあるのは、「改正規程の施行の日から30日」とする。
  - 一 施行日から15日以内に新たに職員となった者に新規扶養親族たる子等がある場合
  - 二 施行日から15日以内に新たに新規扶養親族たる子等を有するに至った場合
  - 三 施行日から15日以内に新規扶養親族たる子等がある職員が配偶者のない職員となり、かつ、その配偶者のない職員となった日に改正前の規程第10条第2項第2号から第4号までの扶養親族がない場合

(特別都市手当に関する暫定措置)

6 平成5年4月1日から平成6年3月31日までの間においては、改正後の規程別表第3東京都の項中「100分の6」とあるのは、「100分の5」とする。 (特別都市手当に関する経過措置) 7 改正後の規程別表第3又はこの規程による改正後の日本下水道事業団職員給与規程の一部を改正する規程(平成2年規程第3号)附則別表第1に掲げられないこととなった神奈川県三浦郡葉山町又は大阪府高石市、泉大津市、貝塚市、泉佐野市、富田林市若しくは和泉市又は兵庫県伊丹市に所在する事務所(以下「指定解除事務所」という。)に在勤する職員には、改正後の規程第12条第1項の規定により特別都市手当を支給される期間を除き、平成14年3月31日までの間、本給、扶養手当及び役職手当の月額の合計額に、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ同表右欄に掲げる割合を乗じて得た月額の特別都市手当を支給する。

平成5年4月1日から平成9年3月31日まで	100分の4
平成9年4月1日から平成11年3月31日まで	100分の3
平成11年4月1日から平成13年3月31日まで	100分の2
平成13年4月1日から平成14年3月31日まで	100分の1

- 8 指定解除事務所に在勤する職員(改正後の規程第12条の規定により特別都市手当が支給される職員を除く。)が平成14年3月31日までの間にその在勤する事務所を異にして異動した場合又はこれらの職員の在勤する事務所が同日までの間に移転した場合において、その異動又は移転(以下「異動等」という。)の直後に在勤することとなる事務所が改正後の規程第11条第1項に規定する事務所に該当しないこととなるときは、その職員には、同項の規定にかかわらず、その異動等の日から3年を経過するまでの間(その異動等の日から起算して3年を経過する日が平成14年4月1日以後となる職員にあっては、平成14年3月31日までの間)指定解除事務所に在勤するものとした場合に前項の規定により支給されることとなる特別都市手当を支給する。その職員がその異動等の日から3年を経過するまでの間(その異動等の日から起算して3年を経過する日が平成14年4月1日以後となる職員にあっては、平成14年3月31日までの間)にさらに在勤する事務所を異にして異動した場合において、改正後の規程第11条第1項に規定する事務所に該当しないこととなるときも同様とする。
- 9 国家公務員等であった者で平成14年3月31日までの間に人事交流等により引き続き事業団の職員となったもののうち、事業団の職員となった日(以下「適用日」という。)の前日に常時勤務に服する者として指定解除事務所の所在する地域において勤務していた者で、同日に事業団の職員であったものとし、かつ、現に在勤することとなった地域に適用日に異動したものとした場合に前項に規定する特別都市手当の支給要件を具備することとなるものには、前項の規定に準じて、特別都市手当を支給する。
  - (住居手当に関する経過措置)
- 10 切替期間において、改正前の規程第13条の規定により住居手当を支給されていた期間のうちに、改正後の規程第13条の規定による住居手当を支給されないこととなる期間又は同条の規定による住居手当の額が改正前の規程第13条の規定による住居手当の額に達しないこととなる期間がある職員のそれぞれその支給されないこととなる期間又は達しないこととなる期間の住居手当については、改正後の規程第13条の規定にかかわらず、なお従前の例による。この規程の施行の際改正前の規程第13条の規定により施行日を含む引き続いた期間の住居手当を支給することとされていた職員のうち、改正後の規程第13条の規定による住居手当の類に達しないこととなる職員の施行日額が改正前の規程第13条の規定による住居手当の額に達しないこととなる職員の施行日

から平成5年3月31日(同日前に別に定める事由が生じた職員にあっては別に定める日)までの間の住居手当についても、同様とする。

(給与の内払)

11 改正後の規程の規定を適用する場合においては、改正前の規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規程の規定による給与の内払とみなす。

**附 則**(平成5年11月18日規程第9号)

- 1 この規程は、平成5年11月18日から施行し、改正後の日本下水道事業団職員給与規程 (次項において「改正後の規程」という。)の規定は、平成5年4月1日から適用する。
- 2 改正後の規程の規定を適用する場合においては、改正前の日本下水道事業団職員給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規程の規定による給与の内払とみなす。

**附 則**(平成6年3月22日規程第1号)

この規程は、平成6年4月1日から施行する。

附 則(平成6年8月31日規程第8号)

この規程は、平成6年9月1日から適用する。

**附 則**(平成6年11月15日規程第12号)

- 1 この規程は、平成6年11月15日から施行する。ただし、第19条第2項の改正規定は、平成7年1月1日から施行する。
- 2 この規程(前項ただし書に規定する改正規定を除く。)による改正後の日本下水道事業 団職員給与規程(次項において「改正後の規程」という。)の規定は、平成6年4月1日から適用する。
- 3 改正後の規程の規定を適用する場合においては、改正前の日本下水道事業団職員給 与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規程の規定による給与の内払と みなす。

**附 則**(平成6年12月26日規程第17号)

この規程は、平成7年1月1日から適用する。

**附 則**(平成7年10月23日規程第7号)

- 1 この規程は、平成7年11月1日から施行する。ただし、第13条第1項及び第2項の改正規定、第14条第2項の次に2項を加える改正規定及び同条第4項の改正規定並びに第19条第2項の改正規定は、平成8年1月1日から施行する。
- 2 この規程(前項ただし書に規定する改正規定を除く。)による改正後の日本下水道事業 団職員給与規程(次項において「改正後の規程」という。)の規定は、平成7年4月1日から適用する。
- 3 改正後の規程の規定を適用する場合においては、改正前の日本下水道事業団職員給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規程の規定による給与の内払とみなす。

**附 則**(平成8年5月23日規定第6号)

この附則は、平成8年5月23日から施行する。

**附 則**(平成8年11月29日規程第17号)

- 1 この規程は、平成8年12月16日から施行する。ただし、第19条第2項の改正規定は、平成9年1月1日から施行する。
- 2 この規程(前項ただし書に規定する改正規定を除く。)による改正後の日本下水道事業 団職員給与規程(次項において「改正後の規程」という。)の規定は、平成8年4月1日から適用する。

3 改正後の規程の規定を適用する場合においては、改正前の日本下水道事業団職員給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規程の規定による給与の内払とみなす。

# **附 則**(平成9年12月12日規定第9号)

- 1 この附則は、平成9年12月12日から施行する。ただし、第19条第2項の改正規定は、平成10年1月1日から施行する。
- 2 この規定(前項ただし書に規定する改正規定を除く。)による改正後の日本下水道事業 団職員給与規程(次項において「改正後の規程」という。)の規定は、平成9年4月1日か ら適用する。
- 3 改正後の規程の規定を適用する場合においては、改正前の日本下水道事業団職員給 与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規程の規定による給与の内払と みなす。

# **附 則**(平成10年10月26日規程第22号)

(施行日)

- 1 この規程は、平成10年10月26日から施行する。ただし、第19条第2項の改正規定は、平成11年1月1日から施行する。
- 2 この規程(前項ただし書に規定する改正規定を除く。)による改正後の日本下水道事業 団職員給与規程(以下「改正後の規程」という。)の規定は、平成10年4月1日から適用す る。

(昇格に係る措置)

3 適用日から施行日の前日までの間において、改正前の日本下水道事業団職員給与規程(以下「改正前の規程」という。)の規定により、一の格から他の格に移った職員の改正後の規程の規定による号給は、別に定める。

(給与の内払)

4 改正後の規程の規定を適用する場合においては、改正前の規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規程の規定による給与の内払とみなす。

## **附 則**(平成11年4月16日規程第4号)

(施行日)

この規程は、平成11年4月16日から施行し、平成11年4月1日から適用する。

#### **附 則**(平成11年7月29日規程第11号)

- 1 この規程は、平成11年7月29日から施行し、この規程による改正後の日本下水道事業 団職員給与規程(以下「改正後の規程」という。)の規定は、平成11年4月1日から適用する。
- 2 平成11年4月1日(以下「基準日」という。)前から引き続き在職する職員のうち、基準日において満55歳(以下「昇給停止年齢職員」という。)を超えている職員(基準日において満58歳を超えていない職員に限る。以下「昇給停止年齢超過職員」という。)の昇給については、なお従前の例による。
- 3 基準日前から引き続き在職する職員のうち、基準日後に昇給停止年齢を超える職員で、 基準日の前日におけるその年齢と昇給停止年齢との近接の度を考慮して昇給停止年齢 超過職員との権衡上必要があると認められるものとして別に定める職員については、改正 後の規程第7条第4項本文の規定にかかわらず、昇給停止年齢に達した日後も、別に定 めるところにより、昇給させることができる。基準日以後に新たに職員となった者のうち、任 用の事情等を考慮して昇給停止年齢超過職員又はこの項前段の別に定める職員との権 衡上必要があると認められる職員として別に定める職員についても、同様とする。

**附 則**(平成11年10月13日規定第17号)

(施行日)

この規程は、平成11年10月13日から施行し、平成11年10月1日から適用する。

**附 則**(平成11年10月13日規定第17号)

(施行日)

この規程は、建設大臣の承認する日(平成11年10月13日)から施行し、平成11年10月1日から適用する。

**附 則**(平成11年11月26日規程第18号)

(施行日)

1 この規程は、平成11年11月26日から施行する。ただし、第19条第2項の改正規定は、平成12年1月1日から施行する。

(滴用日)

2 この規程(前項ただし書に規定する改正規定を除く。)による改正後の日本下水道事業 団職員給与規程(以下「改正後の規程」という。)の規定は、平成11年4月1日から適用す る。

(給与の内払)

3 改正後の規程の規定を適用する場合においては、改正前の規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規程の規定による給与の内払とみなす。

**附 則**(平成12年4月11日規程第8号)

この規程は、平成12年4月11日から施行し、平成12年4月1日から適用する。

**附 則**(平成12年11月20日規程第24号)

(施行日)

1 この規程は、平成12年11月2日から施行する。

(適用日)

2 この規程による改正後の日本下水道事業団職員給与規程(以下「改正後の規程」という。)の規定は、平成12年4月1日から適用する。

(給与の内払)

3 改正後の規程の規定を適用する場合においては、改正前の規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規程の規定による給与の内払とみなす。

**附 則**(平成13年3月30日規程第3号)

この規程は、平成13年4月1日から施行する。

**附 則**(平成14年1月29日規程第1号)

この規程は、平成14年1月29日から施行し、この規程による改正後の日本下水道事業団職員給与規程の規定は、平成13年4月1日から適用する。

**附 則**(平成14年11月29日規程第19号)

この規程は、平成14年11月29日から施行し、平成14年12月1日から適用する。

**附 則**(平成15年2月28日規程第22号)

この規程は、平成15年3月1日から施行する。

**附 則**(平成15年7月31日規程第4号)

この規程は、平成15年7月31日から適用する。

**附 則**(平成15年11月27日規程第14号)

この規程は、平成15年12月1日から施行する。

**附 則**(平成16年3月31日規程第7号)

1 この規程は、平成16年4月1日から施行する。

- 2 平成16年4月1日から平成18年3月31日までの間における第4条又は規程附則第6項に 規定する職員の給与の月額は、別表第1に定める本給表に掲げる額又は規程附則第6 項に規定する額から、その額に100分の3を乗じて得た額(その額に1円未満の端数を生 じたときは、これを切り捨てた額)を減じた額とする。
- 3 前項の規定にかかわらず、次の各号の手当の額の算出の基礎となる給与の月額は、第 4条又は規程附則第6項に規定する額とする。
  - 一 第11条に規定する特別都市手当
  - 二 第15条に規定する時間外勤務手当
  - 三 第16条に規定する深夜手当
  - 四 第17条に規定する役職手当
  - 五 第20条に規定する特別手当
- 4 平成16年4月1日から平成18年3月31日までの間においては、別表第3中「20%」とあるのは「17%」と、「15%」とあるのは「13.5%」とする。
- 5 第2項から前項までの規定は、公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する 法律(平成12年法律第50号。以下「派遣法」という。)の規定に基づき地方公共団体から 派遣された職員については適用しない。
- 6 満55歳を超える職員の昇給については、日本下水道事業団職員給与規程の一部を改正する規程(平成11年規程第11号)附則第2項及び第3項の規定にかかわらず、第7条第4項の規定を適用する。
- 7 第11条の規定による特別都市手当は、同条及び日本下水道事業団職員給与規程の一部を改正する規程(平成4年規程第18号)附則第2項及び第3項の規定にかかわらず、当分の間、附則別表第1に定める地域の所在する事務所に勤務する職員に対しても支給する。
- 8 前項の規定が適用される間、第11条第1項及び第2項中「別表第2」とあるのは、「別表第2及び日本下水道事業団職員給与規程の一部を改正する規程(平成16年規程第7号。 以下「改正規程」という。) 附則別表第1 とする。
- 9 この規程の施行の際現に改正前の規程第12条の規定の適用を受けている職員に対する第12条の規定の適用については、同条第1項中「場合(これらの職員が当該異動又は移転の日の前日に勤務していた事務所に引き続き6月を超えて勤務していた場合その他当該場合との権衡上必要があると認められる場合として別に定める場合に限る)」とあるのは「場合」と、「から2年を経過する」とあるのは「から3年を経過する日又は平成18年3月31日のいずれか早い日」と、同項中「当該異動等の日から1年を経過する」及び同項第1号中「同日以後1年を経過する日」とあるのは、「平成17年3月31日」と、同項第2号中「2年を経過する日」とあるのは「3年を経過する日又は平成18年3月31日のいずれか早い日」と、同条第2項中「前項」とあるのは「改正規程附則第9項の規定により読み替えて適用される前項」とする。
- 10 附則別表第2に定める地域に所在する事務所に勤務する職員には、第12条の規定によりこの項の規定による特別都市手当の支給割合以上の支給割合になる特別都市手当を支給される期間を除き、第11条第1項及び第2項の規定にかかわらず、平成20年3月31日までの間、本給、扶養手当及び役職手当の月額の合計に附則別表第2に掲げる期間の区分に応じ同表の右欄に掲げる割合を乗じて得た額の特別都市手当を支給する。
- 11 前項の規定の適用を受ける職員が、平成20年3月31日までにその在勤する事務所を異にして異動した場合又はこれらの職員の在勤する事務所が移転した場合には、第12条第1項の規定を準用する。

- 12 平成16年4月1日から平成22年3月31日までの間における第11条、第12条及び改正規程附則第6項から前項までの規定に基づく特別都市手当の支給割合が附則別表第3の期間の区分に応じた支給割合を下回ることとなる職員に対する特別都市手当については、第11条、第12条及び改正規程附則第6項から前項までの規定にかかわらず、本給、扶養手当及び役職手当の月額の合計額に、附則別表第3の左欄に掲げる期間の区分に応じ同表の右欄に掲げる割合を乗じて得た月額の特別都市手当を支給する。
- 13 この規程の施行の日の前日から引き続き本社課長代理、室長代理又は考査役代理の 役職(以下「本社課長代理等」という。)にある職員に支給する役職手当の額は、第17条 の規定にかかわらず、当該職員の本給月額にそれぞれ、施行日から平成17年3月31日ま での間は5%、平成17年4月1日から平成18年3月31日までの間は2%、を乗じて得た額 とする。
- 14 前項の規定にかかわらず、この規程の施行の日の前日から引き続き本社課長代理等にある職員であって派遣法の規定に基づき地方公共団体から派遣された職員に支給する役職手当の額は、第17条の規定にかかわらず、当該職員の本給月額に8%を乗じて得た額とする。
- 15 この規程の施行の日の前日に工事事務所長の役職にある派遣法の規定に基づき地方 公共団体から派遣された職員であってこの規程の施行の日に総合事務所の主幹又は事 務所の所長の職に就いた職員に支給する役職手当の額は、改正後の第17条の規定によ る役職手当の支給率が改正前の同条の規定による支給率を下回る場合には、同条の規 定にかかわらず、当該職員の本給月額にこの規程の施行の日の前日に適用される支給 率を乗じて得た額とする。

# 附則別表第1 削除(平22年3月31日規程第10号削除)

#### 附則別表第2

都道府県	地域	期間の区分	支給割合
北海道	小樽市	平成16年4月1日から平成18年3月31日まで	100分の2
		平成18年4月1日から平成20年3月31日まで	100分の1
神奈川県	伊勢原市	平成16年4月1日から平成18年3月31日まで	100分の2
		平成18年4月1日から平成20年3月31日まで	100分の1
静岡県	熱海市 伊東市	平成16年4月1日から平成18年3月31日まで	100分の2
		平成18年4月1日から平成20年3月31日まで	100分の1
大阪府	池田市 八尾市	平成16年4月1日から平成18年3月31日まで	100分の9
	寝屋川市 岸和田市	平成18年4月1日から平成19年3月31日まで	100分の8
		平成19年4月1日から平成20年3月31日まで	100分の7
兵庫県	明石市 川西市	平成16年4月1日から平成18年3月31日まで	100分の2
		平成18年4月1日から平成20年3月31日まで	100分の1
山口県	下関市	平成16年4月1日から平成18年3月31日まで	100分の2
		平成18年4月1日から平成20年3月31日まで	100分の1
福岡県	北九州市	平成16年4月1日から平成18年3月31日まで	100分の5
		平成18年4月1日から平成20年3月31日まで	100分の4
	久留米市 飯塚市	平成16年4月1日から平成18年3月31日まで	100分の2
		平成18年4月1日から平成20年3月31日まで	100分の1

備考 この表の地域欄に掲げる名称は、平成16年4月1日現在においてそれらの名称を有する市又は特別区の同日における区域によって示された地域を示し、その後におけるそれらの名称の変更又はそれらの名称を有するものの区域の変更によって影響されるものではない。

## 附則別表第3

期間の区分	支給割合
平成16年4月1日から平成17年3月31日まで	100分の6
平成17年4月1日から平成18年3月31日まで	100分の5
平成18年4月1日から平成19年3月31日まで	100分の4
平成19年4月1日から平成20年3月31日まで	100分の3
平成20年4月1日から平成21年3月31日まで	100分の2
平成21年4月1日から平成22年3月31日まで	100分の1

**剛** (平成16年10月29日規程第34号)

この規程は、平成16年10月29日から施行する。

**附 則**(平成17年5月23日規程第33号)

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

**附 則**(平成17年11月30日規程第7号)

- 1 この規程は、平成17年12月1日から施行する。
- 2 平成17年12月1日を基準日として支給する特別手当(以下単に「特別手当」という。)の額は、第20条第2項の規定にかかわらず、同項の規定により算定される特別手当の額(以下「基準額」という。)から、第1号に掲げる額及び第2号に掲げる額の合計額に相当する額を減じた額とする。この場合において第1号に掲げる額及び第2号に掲げる額の合計額が基準額以上になるときは、特別手当は支給しない。
  - 一 平成17年4月1日(同月2日から年末特別手当の基準日までの間に新たに職員となった者あっては、新たに職員となった日)において、職員が受けるべき本給、扶養手当、特別都市手当、住居手当、単身赴任手当(基礎額)、役職手当の月額の合計額に100分の0.36を乗じて得た額に、同年4月から同年11月までの月数(当該期間において在職しなかった期間、本給を支給されなかった期間及び給与を減額された期間がある職員にあっては、その期間のある月数を減じた月数)を乗じて得た額
  - 二 平成17年6月期特別手当の額に100分の0.36乗じて得た額

**附 則**(平成18年3月31日規程第14号)

- 1 この規程は、平成18年4月1日から施行する。ただし、第19条の3の規定は平成18年6月1日から施行し、同条の規定に基づく資格手当の支給については平成18年7月1日から適用する。
- 2 平成18年4月1日から平成19年3月31日までの間においては、改正後の日本下水道事業団給与規程第7条第1項及び同条第2項の規定にかかわらず、職員の昇給については、職員が現に受けている号給を受けるに至ったときから12月以上の期間を良好な成績で勤務したときは、4号給上位の号給に昇給させることができる。
- 3 日本下水道事業団職員給与規程の一部を改正する規程の施行に関し必要な事項を定める達(平成11年達第11号)は、廃止する。
- 4 別に定める役職手当を支給する主幹、所長及びプロジェクトマネジャーを定める達(平成16年達第42号)は、廃止する。

**附 則**(平成19年4月5日規程第7号)

この規程は、平成19年4月1日から適用する。

**附 則**(平成20年12月28日規程第15号)

- 1 この規程は、平成20年1月15日から施行する。
- 2 この規程による改正後の日本下水道事業団職員給与規程(以下「改正後の規程」という。)の規定は、平成19年4月1日から適用する。
- 3 改正後の規程の規定を適用する場合においては、この規程による改正前の日本下水道 事業団職員給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規程の規定による 給与の内払とみなす。

**附 則**(平成20年3月31日規程第27号)

この規程は、平成20年4月1日から適用する。

**附 則**(平成21年3月31日規程第7号)

この規程は、平成21年4月1日から適用する。

**附 則**(平成21年11月24日規程第3号)

- 1 この規程は、平成21年12月1日から適用する。
- 2 平成21年12月1日を基準日として支給する特別手当(以下「12月期特別手当」という。) の額は、第20条第2項の規定にかかわらず、同項の規定により算定される12月期特別手 当の額(以下「基準額」という。)から、次の各号に掲げる額の合計額(以下「調整額」とい う。)に相当する額を減じた額とする。この場合において調整額が基準額以上になるときは、 12月期特別手当は支給しない。
  - 一 平成21年4月1日(同月2日から12月1日までの間に新たに職員となった者にあっては、新たに職員となった日)において、職員が受けるべき本給、扶養手当、特別都市手当、住居手当、単身赴任手当(第14条の2第2項に規定する交通距離の区分に応じて加算した額を除く)、役職手当、資格手当の月額の合計額に100分の0.22を乗じて得た額に、同年4月から同年11月までの月数(当該期間において在職しなかった期間、本給を支給されなかった期間及び給与を減額された期間がある職員にあっては、その期間のある月数を減じた月数)を乗じて得た額
  - 二 平成21年6月期特別手当の額に100分の0.22を乗じて得た額

**附 則**(平成22年3月31日規程第9号)

- 1 この規程は、平成22年4月1日から適用する。ただし、改正後の第22条の3の規定は平成22年6月30日から適用する。
- 2 第12条第2項で規定する国家公務員等であった者が平成22年4月1日より前に日本下水道事業団の職員となり、引き続き日本下水道事業団の職員である場合において、任用の事情、当該日本下水道事業団の職員となった日の前日における勤務地等を考慮し、改正後の別表第2による支給割合を適用される職員との権衡上必要があると理事長が認めたときは、第1項の規定にかかわらず改正前の別表第2を適用する。
- 3 平成22年10月1日までの間、第12条第1項の規定の適用について、異動又は移転の日より6箇月をさかのぼった日の前日から当該異動又は移転の日の前日までの間に改正後の別表2に掲げる支給割合の適用を受けた場合に改正前の別表2に掲げる支給割合より高い割合になる場合には、改正前の別表2に掲げる支給割合を第12条第1項に規定する「異動等前の支給割合」とみなして同項を適用する。
- 4 第12条の2第2項で規定する国家公務員等であった者が平成22年4月1日より前に日本下水道事業団の職員となりプロジェクトマネジャーの職にあった者が、引き続きプロジェクトマネジャーの職にある場合において、任用の事情その他の事由により特に必要があると

理事長が認めるときは、なお従前の例により第17条に規定する役職手当を支給することができる。

**附 則**(平成22年3月31日規程第10号)

この規程は、平成21年4月1日から適用する。

**附 則**(平成22年6月25日規程第7号)

この規程は、平成22年7月1日から適用する。

**附 則**(平成22年11月30日規程第14号)

- 1 この規程は、平成22年12月1日から適用する。
- 2 平成22年12月1日を基準日として支給する特別手当(以下「12月期特別手当」という。) の額は、第20条第2項の規定にかかわらず、同項の規定により算定される12月期特別手当の額(以下「基準額」という。)から、次の各号に掲げる額の合計額(以下「調整額」という。)に相当する額を減じた額とする。この場合において調整額が基準額以上になるときは、12月期特別手当は支給しない。
  - 一 平成22年4月1日(同月2日から12月1日までの間に新たに職員となった者にあっては、新たに職員となった日)において、職員が受けるべき本給、扶養手当、特別都市手当、住居手当、単身赴任手当(第14条の2第2項に規定する交通距離の区分に応じて加算した額を除く)、役職手当、資格手当の月額の合計額に100分の0.19を乗じて得た額に、同年4月から同年11月までの月数(当該期間において在職しなかった期間、本給を支給されなかった期間及び給与を減額された期間がある職員にあっては、その期間のある月数を減じた月数)を乗じて得た額
  - 二 平成22年6月期特別手当の額に100分の0.19を乗じて得た額

**附 則**(平成23年3月31日規程第22号)

この規程は、平成23年4月1日から適用する。ただし、改正後の日本下水道事業団職員規程第20条第2項は、平成23年6月2日から適用する。

**附 則**(平成24年4月1日規程第12号)

この規程は、平成24年4月1日から適用する。

**附 則**(平成24年5月21日規程第13号)

- 1 この規程は、平成24年6月1日から適用する。
- 2 平成24年6月1日を基準日として支給する特別手当(以下「6月期特別手当」という。)の 額は、第20条第2項の規定にかかわらず、同項の規定により算定される6月期特別手当 の額(以下「基準額」という。)から、次に掲げる額(以下「調整額」という。)に相当する額を減 じた額とする。この場合において調整額が基準額以上になるときは、6月期特別手当は支 給しない。

平成24年4月1日(同月2日から6月1日までの間に新たに職員となった者にあっては、新たに職員となった日)において、職員が受けるべき本給、扶養手当、特別都市手当、住居手当、単身赴任手当(第14条の2第2項に規定する交通距離の区分に応じて加算した額を除く)、役職手当、資格手当の月額の合計額に100分の0.23を乗じて得た額に、同年4月から同年5月までの月数(当該期間において在職しなかった期間、本給を支給されなかった期間及び給与を減額された期間がある職員にあっては、その期間のある月数を減じた月数)を乗じて得た額

**附 則**(平成25年4月1日規程第8号)

この規程は、平成25年4月1日から適用する。

**附 則**(平成25年9月30日規程第22号)

この規程は、平成25年10月1日から適用する。

**附 則**(平成26年12月26日規程第5号)

- 1 この規程は、平成26年4月1日(以下「適用日」という。)から適用する。
- 2 適用日前に職員の格を異にして異動した職員及び別に定めるこれに準ずる職員の適用 日における号給については、その者が適用日において職員の格を異にする異動等をし たものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、別に定めるところにより、必 要な調整を行うことができる。
- 3 この規程による改正後の日本下水道事業団職員給与規程(以下「改正後の規程」という。)の規定を適用する場合においては、この規程による改正前の日本下水道事業団職員給与規程の規定に基づいて支給された給与は、この規程による改正後の規程の規定による給与の内払とみなす。
- 4 前2項に定めるもののほか、この規程の施行に関して必要な事項は、別に定める。 **附 則**(平成26年12月26日規程第7号)

(施行期日)

- **第1条** この規程は、平成27年4月1日(以下「切替日」という。)から施行する。 (切替日前の異動者の号給の調整)
- **第2条** 切替日前に職員の格を異にして異動した職員及び別に定めるこれに準ずる職員の 切替日における号給については、その者が切替日において職員の格を異にする異動等 をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、別に定めるところによ り、必要な調整を行うことができる。

(本給の切替えに伴う経過措置)

- 第3条 切替日の前日から引き続き職員である者で、その者の受ける本給の月額が同日において受けていた本給の月額に達しないこととなるもの(別に定める職員を除く。)には、平成30年3月31日までの間、本給の月額のほか、その差額に相当する額を本給として支給する。
- 2 切替日の前日から引き続き職員である者(前項に規定する者を除く。)について、同項の 規定による本給を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員に は、別に定めるところにより、同項の規定に準じて、本給を支給する。
- 3 切替日以降に新たに職員となった者について、採用の事情等を考慮して前2項の規定 による本給を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、 別に定めるところにより、前2項の規定に準じて、本給を支給する。
- 第4条 前条の規定による本給を支給される職員に関する日本下水道事業団職員給与規程(以下「給与規程」という。)第20条第2項、第22条及び第27条の規定の適用については、これらの規定中「本給月額」とあるのは「本給月額と日本下水道事業団職員給与規程の一部を改正する規程(平成26年規程第7号)附則第3条の規定による本給の額との合計額」と、「本給の月額」とあるのは「本給の月額と日本下水道事業団職員給与規程の一部を改正する規程(平成26年規程第7号)附則第3条の規定による本給の額との合計額」とする。

(平成27年度における昇給に関する特例)

**第5条** 平成28年3月31日までの間における給与規程第7条第2項の規定の適用については、同項中「4号給」とあるのは「3号給」と、「3号給」とあるのは「2号給」とする。

(平成30年3月31日までの間における特別都市手当及び単身赴任手当に関する特例)

**第6条** 切替日から平成30年3月31日までの間における特別都市手当及び単身赴任手当の支給に関する次の表の左欄に掲げる給与規程の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第11条第 2項第1号	100分の17	100分の17を超えない範囲内で別に 定める割合
第11条第 2項第2号	100分の14	100分の14を超えない範囲内で別に 定める割合
第11条第 2項第3号	100分の13	100分の13を超えない範囲内で別に 定める割合
第11条第 2項第4号	100分の10	100分の10を超えない範囲内で別に 定める割合
第11条第 2項第5号	100分の9	100分の9を超えない範囲内で別に 定める割合
第11条第 2項第6号	100分の5	100分の5を超えない範囲内で別に 定める割合
第11条第 2項第7号	100分の3	100分の3を超えない範囲内で別に 定める割合
第14条の 2第2項	30,000円	30,000円を超えない範囲内で別に定 める額

(広域異動手当に関する特例)

第7条 切替日から平成28年3月31日までの間に職員がその在勤する事務所を異にして異動した場合又は職員の在勤する事務所が移転した場合における当該職員に対する当該 異動又は移転に係る広域異動手当の支給に関する給与規程第12条の2第1項の規定の適用については、同項第1号中「100分の10」とあるのは「100分の8」と、同項第2号中「100分の5」とあるのは「100分の4」とする。

(広域異動手当に関する経過措置)

第8条 切替日前に職員がその在勤する事務所を異にして異動した場合又は職員の在勤する事務所が移転した場合における当該職員に対する当該異動又は移転に係る広域異動手当の支給に関する給与規程第12条の2第1項の規定の適用については、同項第1号中「100分の10」とあるのは「100分の6」と、同項第2号中「100分の5」とあるのは「100分の3」とする。

(委任)

**第9条** 附則第2条から前条までに定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、別に定める。

**附 則**(平成27年4月1日規程第7号)

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

**附 則**(平成27年10月20日規程第29号)

この規程は、平成27年11月1日から適用する。

附 則(平成28年3月4日規程第3号)

- 1 この規程は、平成27年4月1日から適用する。
- 2 この規程による改正後の日本下水道事業団職員給与規程(以下「改正後の規程」という。)の規定を適用する場合においては、この規程による改正前の日本下水道事業団職員給与規程に基づいて支給された給与は、改正後の規程の規定による給与の内払とみなす。

**附 則**(平成28年3月25日規程第6号)

この規程は、平成28年4月1日から適用する。

**附 則**(平成28年11月28日規程第11号)

- 1 この規程は、平成28年4月1日から適用する。ただし、改正後の第10条の規定は平成29年4月1日から適用する。
- 2 この規程による改正後の日本下水道事業団職員給与規程(以下「改正後の規程」という。)の規定を適用する場合においては、この規程による改正前の日本下水道事業団職員給与規程に基づいて支給された給与は、改正後の規程の規定による給与の内払とみなす。

**附 則**(平成28年12月27日規程第15号)

この改正規程は、平成29年1月1日から適用する。

**附 則**(平成29年3月24日規程第2号)

この改正規程は、平成29年4月1日から適用する。

**附 則**(平成30年1月24日規程第1号)

- 1 この改正規程は、平成29年4月1日から適用する。ただし、改正後の第10条の規定は平成30年4月1日から適用する。
- 2 この改正規程による改正後の日本下水道事業団職員給与規程(以下「改正後の規程」という。)の規定を適用する場合においては、この改正規程による改正前の日本下水道事業団職員給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規程の規定による給与の内払とみなす。

**附 則**(平成30年3月29日規程第13号)

この改正規程は、平成30年4月1日から適用する。

**附 則**(平成31年1月18日規程第1号)

- 1 この改正規程は、平成30年4月1日から適用する。ただし、改正後の第10条の規定は平成31年4月1日から適用する。
- 2 この改正規程による改正後の日本下水道事業団職員給与規程(以下「改正後の規程」という。)の規定を適用する場合においては、この改正規程による改正前の日本下水道事業団職員給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規程の規定による給与の内払とみなす。

**附 則**(平成31年2月28日規程第4号)

この改正規程は、平成31年4月1日から適用する。

**附 則**(平成31年3月29日規程第6号)

この改正規程は、平成31年4月1日から適用する。

**附 則**(令和2年1月22日規程第1号)

(施行期日)

1 この規程は、平成31年4月1日から適用する。ただし、改正後の第10条及び第 13条の規定は令和2年4月1日から適用する。

(給与の内払)

2 この規程による改正後の日本下水道事業団職員給与規程(以下「改正後の規程」 という。)の規定を適用する場合においては、この改正規程による改正前の日本下 水道事業団職員給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規程の規定 による給与の内払とみなす。

(住居手当に関する経過措置)

3 第13条の規定の施行の日(以下この項において「一部施行日」という。)の前日において改正前の同条の規定により支給されていた住居手当の月額が2,000円を超える職員であって、一部施行日以後においても引き続き当該住居手当に係る住居

(貸間を含む。)を借り受け、家賃(使用料を含む。以下この項において同じ。)を支払っているもののうち、次の各号のいずれかに該当するものに対しては、一部施行日から令和3年3月31日までの間、改正後の第13条の規定にかかわらず、当該住居手当の月額に相当する額(当該住居手当に係る家賃の月額に変更があった場合には、当該相当する額を超えない範囲内で別に定める額。第二号において「旧手当額」という。)から2,000円を控除した額の住居手当を支給する。

- 一 改正後の第13条第1項各号のいずれにも該当しないこととなる職員
- 二 旧手当額から改正後の第 13 条第 2 項の規定により算出される住居手当の月額 に相当する額を減じた額が 2,000 円を超えることとなる職員

**附 則**(令和2年3月30日規程第5号)

この規程は、令和2年4月1日から適用する。

**附 則**(令和2年6月30日規程第11号)

この規程は、令和2年7月1日から適用する。

**附 則**(令和3年3月31日規程第14号)

この規程は、令和3年4月1日から適用する。

**附 則**(令和4年3月31日規程第2号)

この規程は、令和4年4月1日から適用する。

附 則(令和4年6月28日規程第6号)

(施行期日)

1 この規程は、令和4年7月1日から適用する。 (経過措置)

2 令和5年1月1日までの間、第12条第1項の規定の適用については、同項中「異動等前の支給割合」とあるのは、改正前の第11条第2項の規定による支給割合とする。

附 則(令和5年2月13日規程第1号)

- 1 この改正規程は、令和4年4月1日から適用する。
- 2 この改正規程による改正後の日本下水道事業団職員給与規程(以下「改正後の規程」という。)の規定を適用する場合においては、この改正規程による改正前の日本下水道事業団職員給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規程の規定による給与の内払とみなす。

附 則(令和5年3月31日規程第3号)

(施行期日)

第1条 この改正規程は、令和5年4月1日から適用する。

(60歳超の職員の本給月額)

- 第2条 当分の間、職員の本給月額は、当該職員が60歳に達した日後における最初の4月 1日(以下この項において「特定日」という。)以後、日本下水道事業団職員給与規程(以下「給与規程」という。)本給表の本給月額のうち、給与規程第4条、第5条、第6条及び第7条の規定により当該職員が受ける格及び号給に応じた額に100分の70を乗じて得た額(当該額に、50円未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数が生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。)とする。
- 2 日本下水道事業団就業規則(昭和48年規程第5号。以下「就業規則」という。)第28条の 2により降任等異動した職員のうち、特定日に前項の規定により当該職員の本給月額が (以下この項において「特定日本給月額」という。)異動日の前日に当該職員が受けてい た本給月額に100分の70を乗じて得た額(当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれ を切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとす

- る。以下この項において「基礎本給月額」という。)に達しないこととなる職員には、当分の間、特定日以後、前項の規定により当該職員が受ける本給月額のほか、基礎本給月額と特定日本給月額との差額に相当する額を本給として支給する。
- 3 前項の規定の適用において、異動日から特定日までの間に降格等した場合、異動日の 前日以後に育児短時間勤務等をした場合、又は異動日の前日から特定日前の間に本給 表の本給月額の改定がなされた場合は、他の職員との均衡上必要な措置を講じた上で 算出した額を支給する。
- 4 給与規程のうち、手当等の基礎算定等にかかる規定の適用については、規定中「本給」 とあるのは、「本附則第1項の規定により算定される額と第2項の規定により算定される額 の合計額」とする。

(暫定再任用職員の給与)

- 第3条 就業規則附則(令和5年3月31日規程第3号)第3条の規定により採用された職員 (以下「暫定再任用職員」という。)の給与の種類は次のとおりとする。
  - 一 本給
  - 二 特別都市手当
  - 三 広域異動手当
  - 四 住居手当
  - 五 通勤手当
  - 六 单身赴任手当
  - 七 時間外勤務手当
  - 八 深夜手当
  - 九 役職手当
  - 十 特殊勤務手当
  - 十一 寒冷地手当
  - 十二 宿日直手当
  - 十三管理職員特別勤務手当
  - 十四 資格手当
  - 十五 特別手当
- 2 前項第1号の本給は、次の表によるものとし、当該暫定再任用職員の属する格に応じた額とする。ただし、当該暫定再任用職員が、退職前、就業規則第28条の2の規定による降任等異動に伴い上席参事の格にあった者が参事補の格となった者である場合は、参事の格に応じた額とする。

号給	主事補及び 技師補	主事及び 技師	主査	副参事	参事補	参事	上席参事
暫定再任 用職員	195,200	222,900	256,000	287,800	314,600	347,200	414,200

- 3 給与規程第12条、第12条の2及び第14条の2の規定については、暫定再任用職員が採用されることとなった日の直前の勤務地を異動する前の事務所とみなして適用する。
- 4 前3項のほか、第3条に規定する暫定再任用職員の給与に関する取り扱いは、給与規程の規定を適用する。

附 則(令和5年3月31日規程第4号)

(施行期日)

1 この改正規程は、令和5年4月1日から適用する。

(経過措置)

2 附則第8項の規定を適用する場合において、この改正規程の適用日前から引き続き改正前の附則第8項に規定する職にある職員については、なお従前の例による。

**附 則**(令和5年10月23日規程第13号)

この改正規程は、令和5年10月23日以降に支給する手当から適用する。

**附 則**(令和6年2月5日規程第1号)

- 1 この改正規程は、令和5年4月1日から適用する。
- 2 この改正規程による改正後の日本下水道事業団職員給与規程(以下「改正後の規程」という。)の規定を適用する場合においては、この改正規程による改正前の日本下水道事業団職員給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規程の規定による給与の内払とみなす。

附 則(令和6年3月14日規程第4号)

この改正規程は、令和6年4月1日から適用する。

附 則(令和7年2月6日規程第2号)

- 1 この改正規程は、令和6年4月1日から適用する。
- 2 この改正規程による改正後の日本下水道事業団職員給与規程(以下「改正後の規程」という。)の規定を適用する場合においては、この改正規程による改正前の日本下水道事業団職員給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規程の規定による給与の内払とみなす。

附 則(令和7年3月26日規程第7号)

(施行期日)

1 この改正規程は、令和7年4月1日から適用する。

(令和8年3月31日までの間における扶養手当に関する経過措置)

- 2 適用日から令和8年3月31日までの間におけるこの規程による改正後の日本下水道事業 団職員給与規程(以下「改正後の規程」という。)第10条の規定の適用については、同条 第2項中「四 重度心身障害者」とあるのは「四 重度心身障害者 五 配偶者」と、同条 第3項中「13,000円」とあるのは「11,500円」と、「とする」とあるのは「、前項第五号に該当 する扶養親族については3,000円」とする。
  - (適用日前から引き続き支給されている通勤手当に関する経過措置)
- 3 適用日前から引き続き職員(この規程による改正前の日本下水道事業団職員給与規程(以下「改正前の規程」という。)第14条第2項に規定する一箇月当たりの運賃等相当額(二以上の交通機関等(改正前の規程第14条第2項に規定する交通機関等をいう。)を利用するものとして通勤手当を支給される場合にあっては、その合計額。以下この項及び次項において「改正前の一箇月当たりの運賃等相当額」という。)、改正前の規程第14条第3項に規定する額、同条第5項第1号に規定する特別料金等の額をその支給単位期間(同条第1項に規定する支給単位期間をいう。次項において同じ。)の月数で除して得た額(二以上の新幹線鉄道等(同条第5項に規定する新幹線鉄道等をいう。)を利用するものとして通勤手当を支給される場合にあっては、その合計額。次項第2号において「改正前の一箇月当たりの特別料金等相当額」という。)の合計額が150,000円を超えている職員を除く。)に支給されている通勤手当のうち次の各号に掲げるもの(適用日の前日及び適用日を含む支給単位期間に係るものに限る。)については、なお従前の例による。
- 一 改正前の規程第2項及び第3項に係る通勤手当(改正前の一箇月当たりの運賃等相当額及び改正前の規程第14条第3項に規定する額の合計額が55,000円を超える場合のものに限る。)
- 二 改正前の規程第14条第5項第1号に規定する新幹線鉄道等に係る通勤手当

- 4 前項の規定によりなお従前の例によることとされた通勤手当を支給されている職員には、 当該通勤手当が支給されている間、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、各月における 当該各号に定める額(1円未満の端数がある場合にあってはその端数を切り捨てた額とし、 当該各号に掲げる場合のいずれにも該当する場合にあっては当該各号に定める額の合 計額とする。)を、支給単位期間を一箇月とする通勤手当として支給する。
- 一 前項第一号に掲げる通勤手当を支給されている場合 改正前の一箇月当たりの運賃等相当額及び改正前の規程第14条第3項に係る額の合計額から55,000円を減じて得た額
- 二 前項第二号に掲げる通勤手当を支給されている場合 改正前の一箇月当たりの特別料金等相当額から当該一箇月当たりの特別料金等相当額の二分の一に相当する額(その額が20,000円を超える場合にあっては、20,000円)を減じて得た額
- 5 改正後の規程第14条第6項の規定は、適用日前に新たに事業団の職員になった者にも 適用する。

**別表第1**(第4条関係)(平8規程17、平9規程9・平10規程22・平11規程18・全改、平13規程3・平20 規程15・一部改正、平14規程19・平15規程14・平16規程7・平18規程14・平19規程7・平20規程27・ 平21規程3・全改・平22規程9・平22規程14・平24規程13・平26規程5・平26規程7・令5規程1・令5規 程3・一部改正、平28規程3・平28規程11・平30規程1・平31規程1・令2規程1・全改・令6規程1・全 改・令7規程2・全改)

号給	7規程2・全点 主事補及び 技師補	主事及び技 師	主査	副参事	参事補	参事	上席参事
1	186,900	224,300	269,800	298,200	319,800	349,500	410,000
2	189,400	227,200	271,300	300,400	322,200	351,600	412,600
3	192,200	230,000	272,200	303,100	324,400	353,500	414,600
4	194,500	232,800	274,300	305,100	326,600	355,700	417,200
5	196,500	235,200	275,300	307,000	328,600	357,800	419,600
6	198,700	236,400	276,900	309,000	330,500	359,800	421,900
7	200,600	237,800	278,600	310,600	332,500	361,500	424,500
8	202,400	239,200	280,200	312,400	334,300	363,500	426,900
9	204,200	240,400	281,900	314,700	336,200	365,500	429,400
10	205,900	242,300	283,300	316,600	338,000	367,300	432,000
11	207,500	244,300	284,700	319,000	339,700	369,200	434,500
12	209,300	246,100	286,200	321,000	341,500	370,900	437,100
13	211,300	247,700	287,200	322,900	343,600	372,200	439,600
14	213,000	249,500	289,200	324,700	345,400	374,500	442,200
15	213,600	251,000	291,000	327,000	347,300	376,600	444,800
16	215,100	252,000	292,100	328,800	349,300	378,800	447,100
17	215,500	253,400	293,300	330,700	351,400	381,100	449,700
18	217,100	255,100	294,400	332,800	353,200	383,300	452,200
19	218,700	255,900	296,100	334,900	355,000	385,600	454,600
20	221,100	257,200	297,700	336,700	356,800	387,600	457,000
21	222,400	259,000	299,600	338,900	358,800	389,700	459,300

	1	T					T
22	223,700	260,300	301,400	341,100	361,000	391,600	461,800
23	224,900	261,800	303,300	342,200	363,200	393,600	464,200
24	226,100	263,400	305,300	343,900	365,500	395,800	466,700
25	227,200	264,900	307,100	345,400	367,600	397,900	469,000
26	228,400	266,000	307,900	347,300	369,600	399,900	471,100
27	229,400	267,600	308,700	349,300	371,500	402,000	473,400
28	230,400	268,600	310,300	351,400	373,300	404,200	475,900
29	231,400	270,000	311,100	353,400	375,300	406,100	478,300
30	232,500	270,400	312,800	355,000	377,400	408,100	480,700
31	233,400	271,400	314,300	356,700	379,400	410,200	483,100
32	234,300	272,400	316,100	358,500	381,500	412,300	485,300
33	235,300	273,200	317,500	360,100	383,500	414,300	487,700
34	235,700	273,900	318,800	361,800	385,400	416,300	490,000
35	236,000	274,800	320,500	363,700	387,200	418,200	492,400
36	236,400	275,600	321,400	365,400	388,900	420,100	494,700
37	236,600	276,700	323,000	366,600	390,600	422,000	496,700
38	237,000	277,500	324,100	368,400	392,400	423,900	498,900
39	237,400	278,300	325,500	370,200	394,300	425,700	501,100
40	238,100	278,900	327,000	371,900	396,200	427,600	503,300
41	238,600	279,500	327,800	373,700	397,900	429,500	505,300
42	239,200	280,200	329,100	375,300	399,700	431,400	507,400
43	239,500	281,000	330,600	376,900	401,400	433,200	509,600
44	240,100	281,600	332,000	378,500	403,000	435,100	511,800
45	240,500	282,200	333,100	380,200	404,600	436,900	513,800
46		282,900	334,400	381,900	406,200	438,700	515,900

	Т	1	1	1	ı	1
47	284,30	335,800	383,500	407,800	440,500	517,800
48	284,80	337,000	385,000	409,500	442,300	519,500
49	285,50	338,300	386,600	411,100	444,000	521,300
50	285,80	338,800	388,200	412,500	445,400	522,900
51	286,70	339,700	389,700	414,100	447,100	524,800
52	287,60	340,600	391,300	415,700	448,700	526,500
53	288,30	341,300	392,800	417,300	450,300	528,100
54	288,80	342,200	394,200	418,800	451,900	
55	289,10	343,500	395,700	420,300	453,400	
56	289,60	00 344,800	397,100	421,700	455,000	
57	290,40	346,000	398,600	423,200	456,600	
58		347,300	400,000	424,700	458,100	
59		348,600	401,300	426,200	459,700	
60		349,900	402,600	427,500	461,300	
61		351,100	404,000	428,900	462,900	
62		352,400	405,200	430,300	464,500	
63		353,700	406,400	431,600	466,000	
64		355,000	407,600	432,900	467,500	
65		356,100	408,700	434,200	469,000	
66		357,200	409,800	435,500	470,200	
67		358,200	410,900	436,800	471,400	
68		359,200	412,000	438,000	472,900	
69		360,100	413,000	439,300	474,200	
70		361,100	414,100	440,500	475,700	
71		362,100	415,100	441,600	477,100	

	1						
72		36	63,000	416,100	442,500	478,600	
73		36	3,900	416,900	443,300	479,900	
74		36	64,800	417,800	444,100	481,400	
75		36	65,700	418,600	444,800	482,700	
76		36	66,400	419,400	445,700	484,000	
77		36	67,300	420,100	446,500	485,400	
78		36	58,200	420,900	447,100	486,800	
79		36	59,100	421,700	447,800	488,100	
80		36	59,900	422,500	448,400	489,500	
81		37	70,700	423,300	449,300	490,800	
82		37	71,600	424,200	449,900	492,200	
83		37	72,400	424,800	450,600	493,600	
84		37	73,300	425,500	451,300	494,900	
85		37	73,700	426,300	452,400	496,100	
86		37	73,800	426,700	453,100	497,200	
87		37	74,400	427,200	453,700	498,100	
88		37	75,200	427,700	454,500	498,900	
89		37	75,900	428,300	455,300	500,000	
90		37	76,400	428,700	455,800	500,800	
91		37	77,200	429,100	456,500	501,700	
92		37	77,900	429,500	457,100	502,400	
93		37	78,600	429,900	457,900	503,400	
94		37	79,400	430,300	458,500	504,200	
95		38	30,100	430,600	459,200	505,000	
96		38	30,900	430,800	459,500	505,700	

97	381,700	431,300	460,200	506,600	
----	---------	---------	---------	---------	--

**別表第2**(第11条関係)(平4規程18・全改、平7規程7・旧別表第3繰上、平13規程3・一部改正・平16 規程7・全改・平22規程9・全改・平26規程7・削除)

削除

別表第3(第17条関係)(役付職員に係る役職手当支給額表)(昭49規程13・全改、昭50規程35・昭50規程45・昭51規程12・昭53規程4・昭54規程7・昭59規程8・昭61規程8・昭62規程6・昭63規程7・平6規程17・一部改正、平7規程7・旧別表第4繰上、平11規程4・平11規程17・平12規程8・一部改正・平16規程7・平18規程14・全改・平19規程7・平22規程9・平22規程7・平22規程22・平25規程8・平27規程7・一部改正・平28規程6・平29規程2・平30規程13・平31規程4・平31規程6・令2規程5・令規程11・令2規程14・令4規程2・令5規程3・一部改正)

役 職	支給額
本社	
部長	125,000
上席審議役	125,000
事業管理審議役	125,000
技術開発審議役	125,000
審議役	125,000
技術開発室長	125,000
国際戦略室長	125,000
監査室長	125,000
次長	100,000
上席調査役	90,000
課長	80,000
考查役	80,000
総括主任研究員	80,000
調査役	70,000
専門幹(別に定める業務を行う専門幹に限る。)	60,000
専門幹(別に定める業務を行う専門幹を除く。)	50,000
設計センター	
設計センター長	125,000
次長	90,000
課長	70,000
調査役	65,000
専門幹(別に定める業務を行う専門幹に限る。)	60,000
専門幹(別に定める業務を行う専門幹を除く。)	50,000
研修センター	
研修センター所長	125,000

次長	100,000
課長	80,000
調査役	70,000
教授	70,000
専門幹(別に定める業務を行う専門幹に限る。)	60,000
専門幹(別に定める業務を行う専門幹を除く。)	50,000
総合事務所	
所長(関東・北陸総合事務所、近畿総合事務所	125,000
及び中国・四国総合事務所の所長に限る。)	
所長(関東・北陸総合事務所、近畿総合事務所	100,000
及び中国・四国総合事務所の所長を除く。)	
次長(関東·北陸総合事務所、近畿総合事務所	90,000
及び中国・四国総合事務所の次長に限る。)	
次長(関東·北陸総合事務所、近畿総合事務所	80,000
及び中国・四国総合事務所の次長を除く。)	
課長	65,000
室長	65,000
専門幹(別に定める業務を行う専門幹に限る。)	60,000
専門幹(別に定める業務を行う専門幹を除く。)	50,000
主幹	50,000
事務所	
所長(別に定める大規模事務所の所長に限る。)	65,000
所長(別に定める大規模事務所の所長を除く。)	50,000

**別表第4**(第17条関係)(平3規程4·追加、平成20規程27·一部改正、平7規程7·旧別表第5繰上·平成16規程7·平成18規程14·全改·平22規程9·一部改正)

役職	支給額
総合事務所 上席専門役	45,000
事務所 上席専門役	45,000